

伊万里市

子ども・子育て支援事業計画

は じ め に

近年、我が国においては、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもたち自身や子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また、保育ニーズの多様化も進んでいます。

こうした中、本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「伊万里市次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「伊万里市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「子どもと家庭と地域が輝きながら育ちあうまち」をめざして、子育て世代に対する支援を推進してきました。

今回、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」により質の高い幼児教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを趣旨として「子ども・子育て支援新制度」が創設されたことから、この法律にもとづく、平成27年度から5年を1期とする「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、「伊万里市次世代育成支援後期行動計画」に従って、これまで取り組んできた子育て世代に対する施策を継承するものであり、今後、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するためのものです。

今後、子ども・子育て支援の様々なニーズに、できる限りお応えするため、優先順位をつけて子育て支援施策を実施し、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを、地域や社会全体で支えていくまちづくりをさらに推進してまいります。

この計画を実施していくためには、行政はもちろんのこと、保護者の皆さま、地域、事業所の皆さまの力が重要となりますので、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「伊万里市子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」「パブリックコメント」などに、ご協力いただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

伊万里市長 塚 部 芳 和

【目次】

第Ⅰ部 序論	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 全国的な子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 法的根拠	3
2 計画の概要	4
(1) 計画の期間	4
(2) 計画の対象	4
(3) 策定体制	4
3 伊万里市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1) 人口・世帯等の動向	5
(2) 教育・保育施設の状況	9
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	11
(4) ニーズ調査結果の概要	17
4 伊万里市次世代育成支援後期行動計画の総括	35
5 伊万里市の子ども・子育て支援の課題	52
第Ⅱ部 伊万里市子ども・子育て支援の基本的な考え方	54
1 基本理念	55
2 基本目標	56
3 基本的視点と主要施策の方向	58

第Ⅲ部 伊万里市子ども・子育て支援環境の整備	63
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	64
2 教育・保育提供体制の確保	65
(1) 教育・保育施設の充実（需要量の見込み及び供給量）	65
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	68
(3) 教育・保育の質の向上	68
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	69
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	69
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び供給量	69
4 計画の推進体制	77
(1) 関係機関等との連携	77
(2) 家庭・地域・事業者・行政の役割	77
(3) 計画の達成状況の点検・評価	78
第Ⅳ部 資料編	79
1 伊万里市子ども・子育て会議条例	80
2 計画策定の経緯	82
3 伊万里市子ども・子育て会議委員名簿	84
4 伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員	86
5 ワーキンググループ員	86

第 I 部

序 論

1 計画策定の趣旨

(1) 全国的な子育てを取り巻く背景

全国的な傾向として進行する少子化は、社会経済全体に深刻な影響を与えるものであることから、国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、総合的な取り組みを推進してきました。

しかしながら、本格的な人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

【子育てを取り巻く現状と課題】

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・ 独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・ 家庭関係社会支出の対GDPが低い
(日本:1.04%、フランス:3.00%、イギリス:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 留守家庭児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法と新制度のポイントは、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

本市では、「子どもと家庭と地域が輝きながら育ちあうまち」を基本理念として、平成22年3月に策定した「伊万里市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、子育ての第一義的責任は、保護者にあることを前提とし、親自身が、子どもを産み育てることに夢を抱き、生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるようなまちづくりに向けて各種事業を進めてきました。

このような中、子ども・子育て関連3法による子ども・子育て支援新制度への移行などの新しい流れを受け、本市でも、「伊万里市次世代育成支援後期行動計画」での取り組みの成果を見直し、子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、本市の未来を担う子どもの育成支援に係る施策を一層推進するための計画として「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、伊万里市総合計画などの各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

(2) 計画の対象

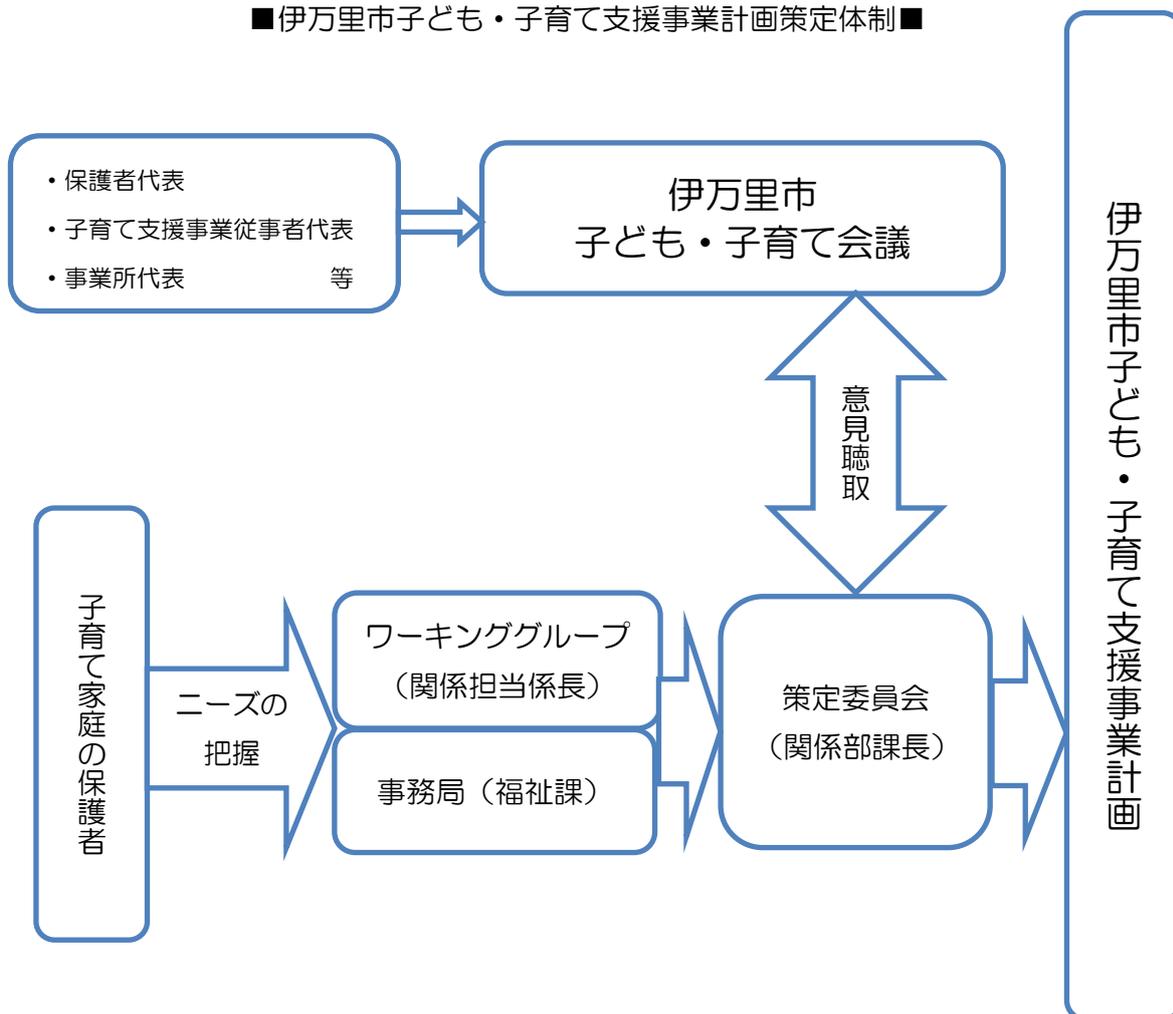
生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「伊万里市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、「伊万里市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容等）の審議を行いました。

■伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定体制■



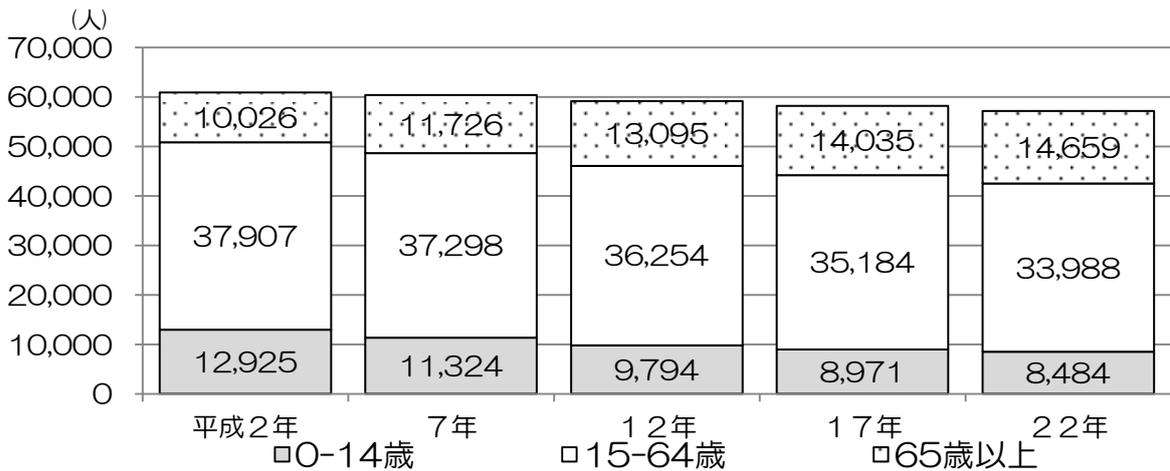
3 伊万里市子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

①人口の推移

- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の傾向がみられます。0歳から14歳の年少人口は平成2年の12,925人から平成22年の8,484人で約34%減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は平成2年の10,026人から平成22年の14,659人で約46%増加しています。

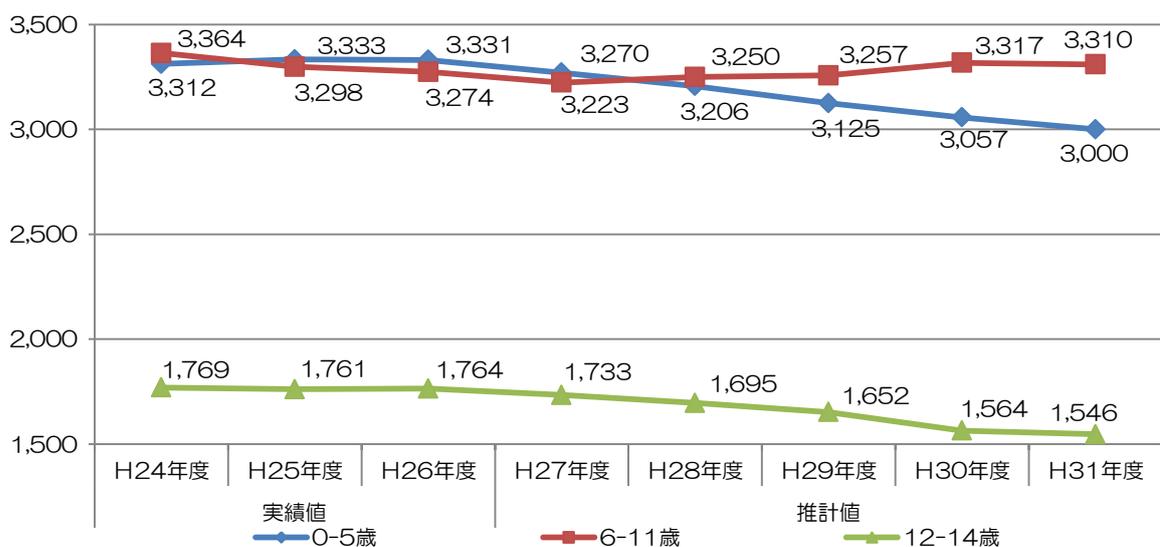
■総人口・年齢区分別人口の推移■



資料:国勢調査

- 0歳から5歳の小学校就学前児童の人口は、平成24年度から平成25年度までは若干増加していますが、平成26年度以降は減少する見込みである一方、6歳から11歳の小学校就学児童の人口は、平成27年度までは若干減少していますが、平成28年度以降は増加に転じると予測されます。

■0歳から14歳の人口推計■

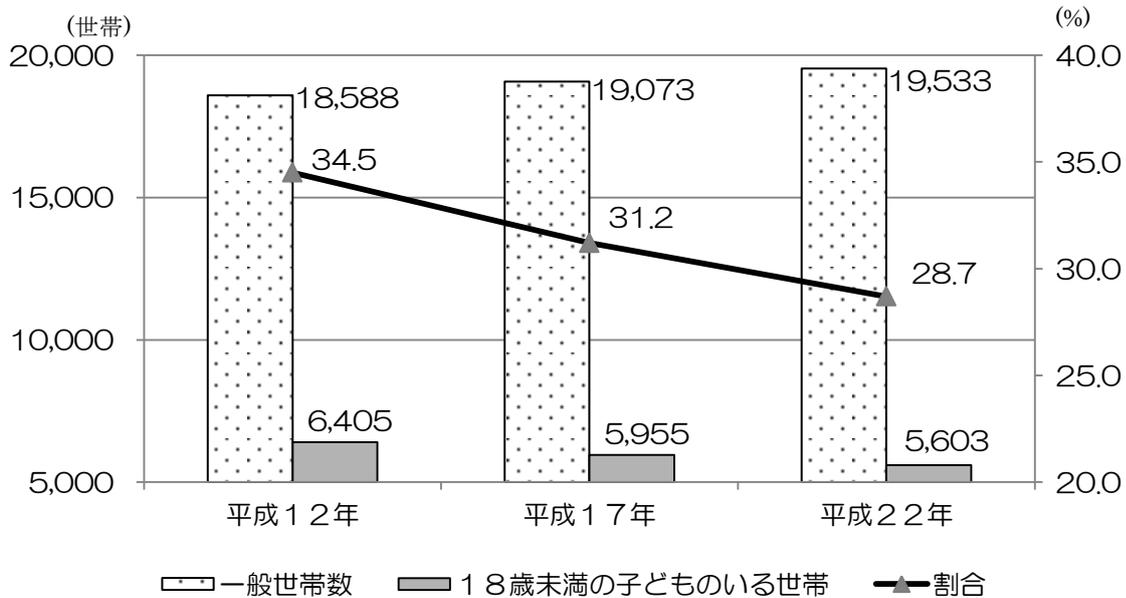


注) 将来人口は「コーホート要因法」によって推計

②子育て世帯の推移

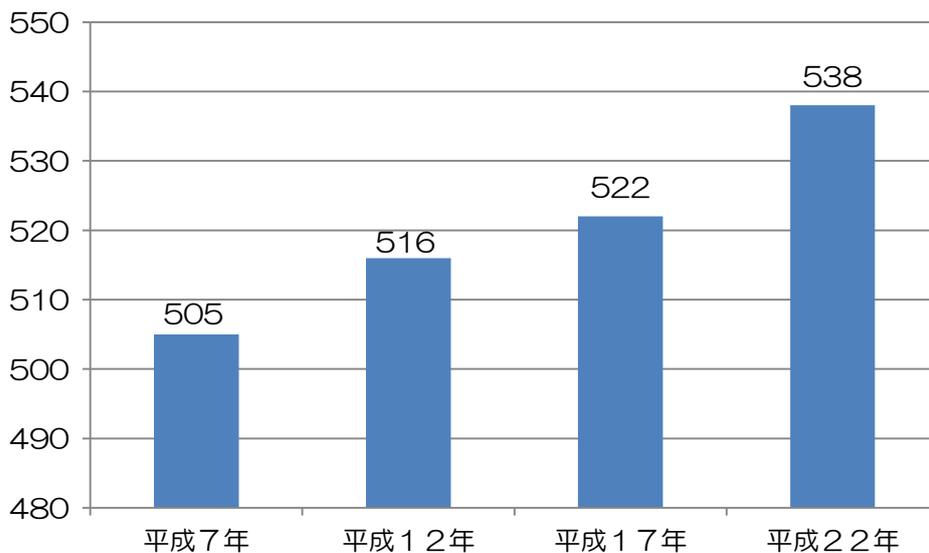
- 本市の世帯数は平成 22 年で 19,533 世帯であり、そのうち「18 歳未満の子どものいる世帯」は 5,603 世帯で 28.7%を占めています。「18 歳未満の子どものいる世帯」は年々減少しており、本計画の対象となる子どもを抱える世帯は減ってきています。
- 18 歳未満の子どものいるひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに就労支援をはじめとする多様な生活支援の充実が必要です。

■世帯数及び 18 歳未満の子どものいる世帯の推移■



資料：国勢調査

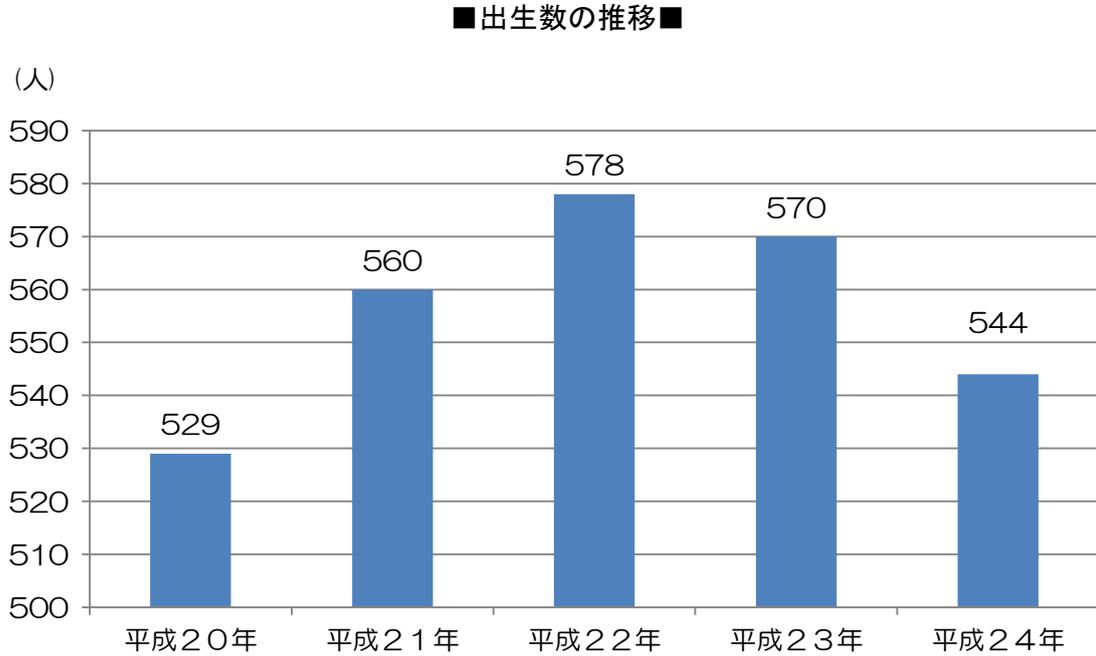
■18 歳未満の子どものいるひとり親世帯数の推移■



資料：国勢調査

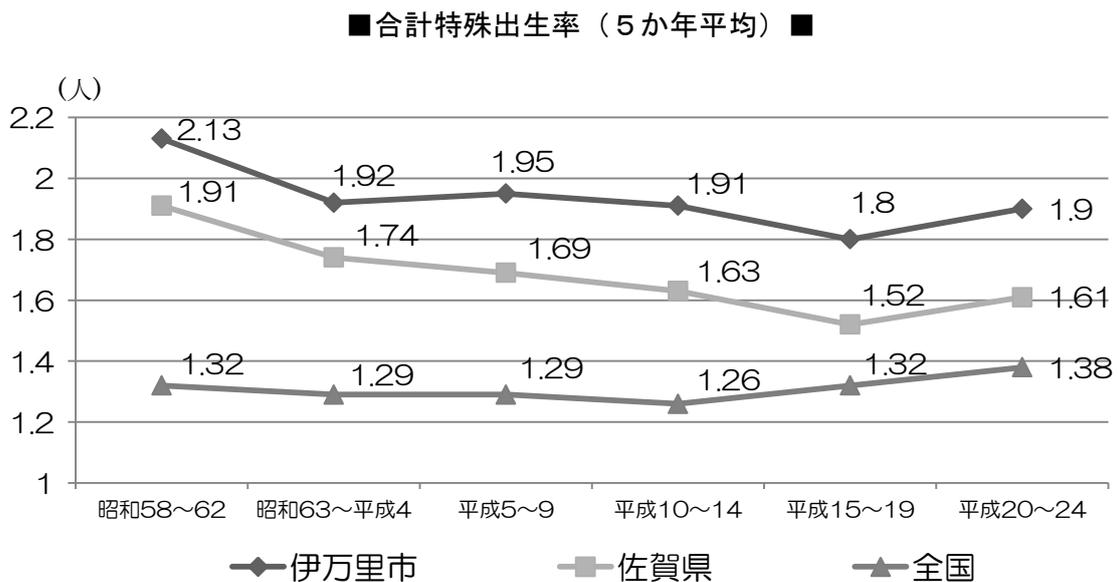
③出生の動向

○ 出生数は、平成22年の578人を境に微減しているものの、ここ5年間は550人前後で、推移しています。



資料：市民課

○ 本市の合計特殊出生率は1.9人前後で、佐賀県平均と全国平均を常に上回っていますが、現在の人口を維持するために必要とされる2.07を下回っており、今後人口が減少していくと考えられます。

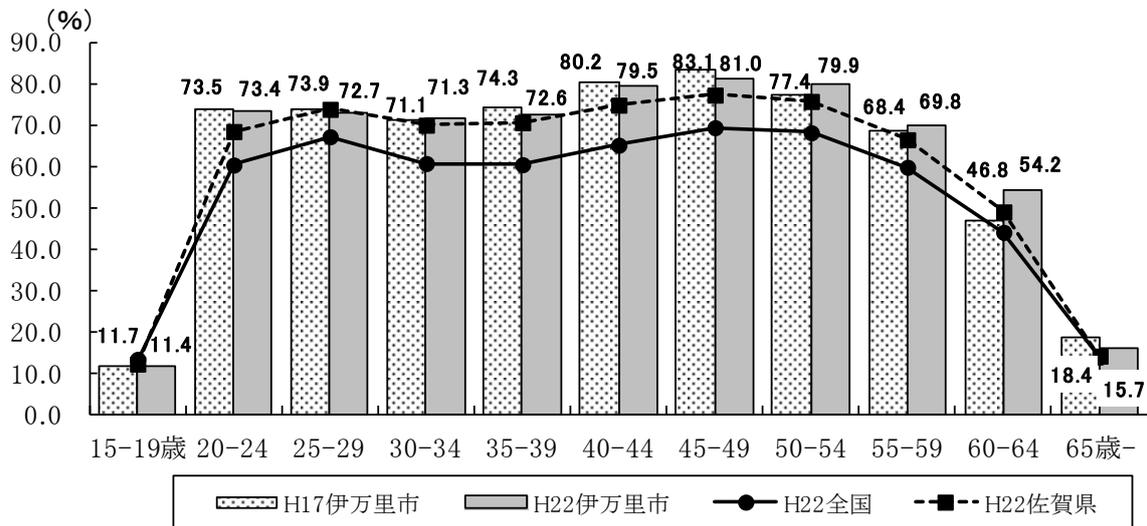


資料：人口動態統計（ベイズ推定値）

④女性の就労の状況

○ 女性の年齢別就業率は、子育て世代の中心となる30代後半からの就業率が増加しています。今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場においてより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の就業率の推移■



資料: 国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

①保育所

以下に保育所の状況を示します。

■保育所の状況

各年度3月1日現在（箇所、人）

区分	保育所数 (箇所)	定員数 (人)	児 童 数 (人)						合計 (人)	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
平成 21 年度	公立	6	605	30	48	73	90	116	131	488
	私立	18	1,185	133	205	209	227	276	285	1,335
	計	24	1,790	163	253	282	317	392	416	1,823
	市外	21	—	7	12	6	3	10	3	41
平成 22 年度	公立	6	605	38	46	68	99	104	122	477
	私立	18	1,185	160	186	236	237	248	278	1,345
	計	24	1,790	198	232	304	336	352	400	1,822
	市外	22	—	6	8	12	5	2	9	42
平成 23 年度	公立	6	575	38	59	60	90	109	107	463
	私立	18	1,220	178	204	224	279	252	256	1,393
	計	24	1,795	216	263	284	369	361	363	1,856
	市外	29	—	12	13	11	12	3	3	54
平成 24 年度	公立	6	575	36	66	79	85	102	118	486
	私立	18	1,215	186	204	254	260	308	259	1,471
	計	24	1,790	222	270	333	345	410	377	1,957
	市外	24	—	10	7	10	7	8	6	48
平成 25 年度	公立	6	575	42	63	85	106	88	107	491
	私立	18	1,215	154	212	233	271	282	313	1,465
	計	24	1,790	196	275	318	377	370	420	1,956
	市外	26	—	21	12	10	6	9	6	64

■認可外保育所の状況

各年9月1日時点（人）

施設名	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
愛育園	24	23	21	21	21
託児所双葉園	17	16	17	18	19
小林託児所	6	6	10	11	10
託児所 こどもの森P o o h	15	17	20	20	18
ベビーシッター エンジェル保育所	27	23	24	24	26
ベビーランドおりこうさん	35	38	31	31	30
計	124	123	123	125	124

②幼稚園

以下に幼稚園の状況を示します。

■児童数の状況

各年5月1日時点（箇所、人）

区分	施設数	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立幼稚園	2	62	59	60	74	73
私立幼稚園	2	343	310	300	317	341
合計	4	405	369	360	391	414



(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

1	利用者支援事業【新規】
2	地域子育て支援拠点事業
3	妊婦健康診査
4	乳児家庭全戸訪問事業
5	養育支援訪問事業
6	子育て短期支援事業
7	ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）
8	一時預かり事業
9	延長保育事業
10	病後児保育事業
11	留守家庭児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13	様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、2～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取り組み状況は以下のとおりです。

①地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。本市では、子育て支援センターぽっぽで実施している。

【実績】

年度	延べ利用人数（人／月）
平成23年度	1,016
平成24年度	840
平成25年度	925

②妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を行う。

【実績】

年度	延べ利用人数（人／年）
平成23年度	6,815
平成24年度	6,447
平成25年度	6,387

③乳児家庭全戸訪問事業（4か月児訪問事業）

事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う。

【実績】

年度	訪問件数（件／年）
平成23年度	491
平成24年度	482
平成25年度	545

④養育支援訪問事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う。

【実績】

年度	延べ実施回数（回／年）
平成23年度	41
平成24年度	139
平成25年度	124

※平成23年度までは他の事業の一部として実施し、平成24年度から単独事業として開始

⑤子育て短期支援事業

事業内容

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を一時的に預かる。

【実績】民間事業で対応

年度	利用者数（人／年間）
平成23年度	0
平成24年度	0
平成25年度	0

⑥ファミリーサポートセンター事業

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。利用対象者は、生後6か月から小学校6年生まで。

【実績】

年度	会員数（人）	活動件数（件）
平成23年度	84 （依頼会員 39、提供会員 47、両方 2）	184
平成24年度	101 （依頼会員 53、提供会員 50、両方 2）	423
平成25年度	105 （依頼会員 56、提供会員 51、両方 2）	344

【利用料】

- 平日（7：00～19：00）：1時間当たり 600 円
- 平日（早朝・夜間）：1時間当たり 700 円
- 土・日・祝日、年末年始（7：00～19：00）：1時間当たり 700 円
- 土・日・祝日、年末年始（早朝・夜間）：1時間当たり 800 円

⑦一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所で一時的に預かる。

【実績】

年度	実施施設数（箇所）	延べ利用児童数（人／年）
平成23年度	19 （公立2、私立17）	2,956
平成24年度	19 （公立2、私立17）	2,565
平成25年度	19 （公立2、私立17）	2,285

【利用料】

- 1人4時間超 2,000円（4時間以内 1,000円）
（市外からの利用者 4時間超 2,600円、4時間以内 1,300円）

【利用対象者】

- 育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童

⑧延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。

【実績】

年度	実施施設数（箇所）	平均利用児童数（人／日）
平成23年度	20（30分延長） （公立2、私立18）	83
平成24年度	20（30分延長） （公立2、私立18）	109
平成25年度	20（30分延長） （公立2、私立18）	111

【利用料】

- 各保育所において設定

⑨病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行う。

本市の取組状況

【実績】

年度	実施施設数（箇所）	延べ利用児童数（人／年）
平成23年度	1	24
平成24年度	1	52
平成25年度	1	67

【利用料】

- 1人当たり1時間につき200円

【利用対象者】

- 伊万里市内に居住する1歳から小学校3年生までの児童で、病気回復期にあり、集団保育が困難な児童

⑩留守家庭児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■留守家庭児童クラブ

事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。

【実績】

各年度5月1日現在

年度	実施施設数（箇所）	利用児童数（人）
平成23年度	14	525
平成24年度	14	526
平成25年度	14	571

【利用料】

- 1人当たり月額3,500円（8月は月額5,000円）
※ただし、2人以上同時入所の場合2人目以降月額1,750円（8月は月額2,500円）
- 長期休業期間のみの利用の場合は、日額300円
※ただし、2人以上同時入所の場合は、2人目以降日額150円

【利用対象者】

- 市内に居住する小学校の児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないことを常態とする家庭の児童

■特別支援学校留守家庭児童クラブ

事業内容

伊万里特別支援学校に就学しており、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童又は生徒に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童又は生徒の健全な育成を図り、保護者の子育てを支援する。

本市の取組状況

【実績】

年度	実施施設数（箇所）	利用登録数（人）	1日平均利用者数（人）
平成23年度	1	28	9
平成24年度	1	34	11
平成25年度	1	41	13

【利用料】

- 1人当たり日額300円（1月の利用料が3,000円を超える場合は3,000円とする。）
※ただし、2人以上同時入所の場合は、2人目以降日額150円（1月の利用料が1,500円を超える場合は1,500円とする。）

【利用対象者】

- 伊万里特別支援学校に通学し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童・生徒（小学1年生～高校3年生）

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

平成 27 年度を初年度とする『伊万里市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「伊万里市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1 調査対象者と抽出方法	伊万里市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	伊万里市に居住する小学生から無作為抽出
2 調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3 調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	平成 25 年 11 月～12 月
4 回収状況	配布数 1,000 人 回収数 423 人 回収率 42.3%	配布数 1,000 人 回収数 415 人 回収率 41.5%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②就学前児童

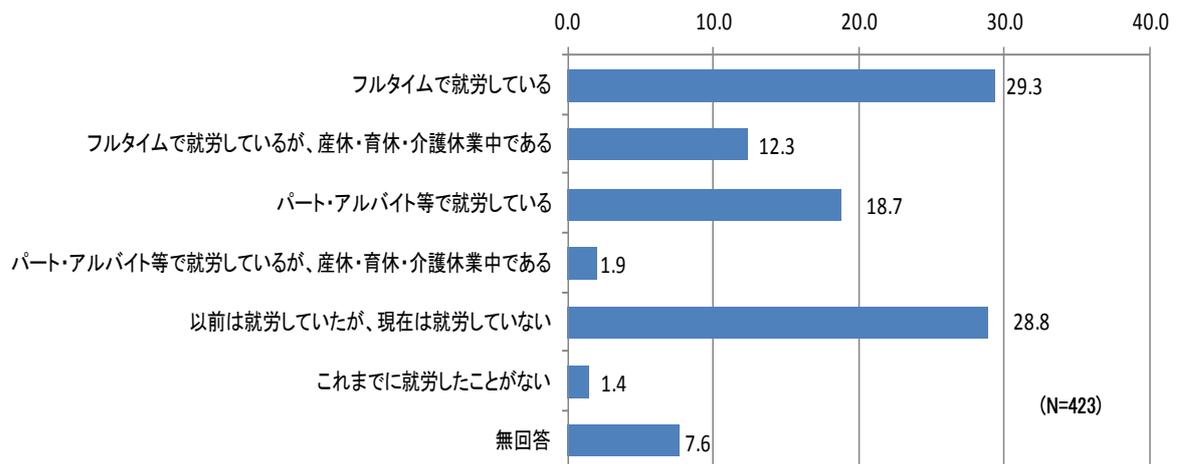
■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイム等で就労している」が29.3%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が28.8%、「パート・アルバイト等で就労している」が18.7%となっています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が93.1%と大半を占めています。

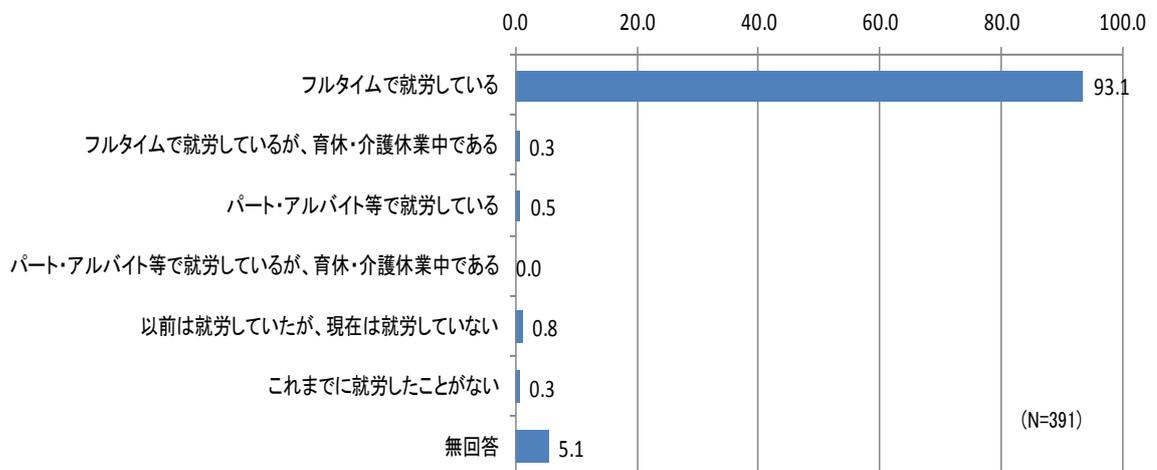
母親の1週間当たりの就労日数は、フルタイム、パート・アルバイト勤務ともに「5日」が最も多く、1日当たりの就労時間はフルタイムで「8～9時間未満」、パート・アルバイト勤務では「6～7時間未満」が最も多くなっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、フルタイムの母親の出勤時刻は「8時台」42.3%、帰宅時刻は「18時台」の53.8%が最も多くなっています。パート・アルバイトの母親の出勤時刻は「8時台」が46.8%、帰宅時刻は「18時台」26.6%、「17時台」22.8%と、フルタイム勤務の母親と比べると帰宅時刻は早めで、時間帯が分散しています。

【母親の就労状況】

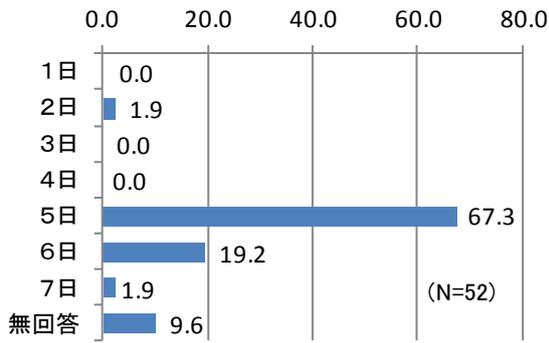


【父親の就労状況】

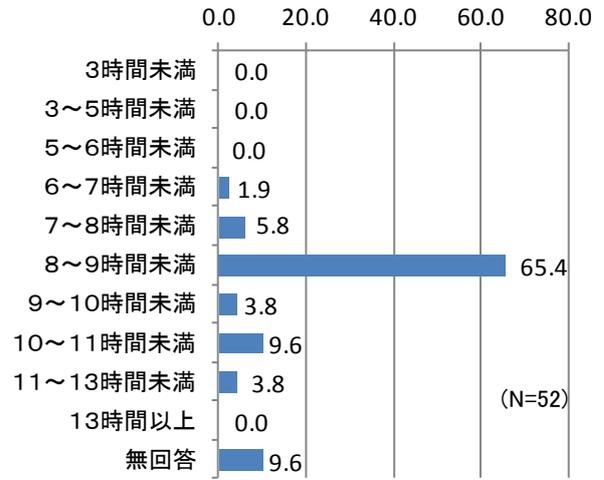


【母親のフルタイムの就労状況】

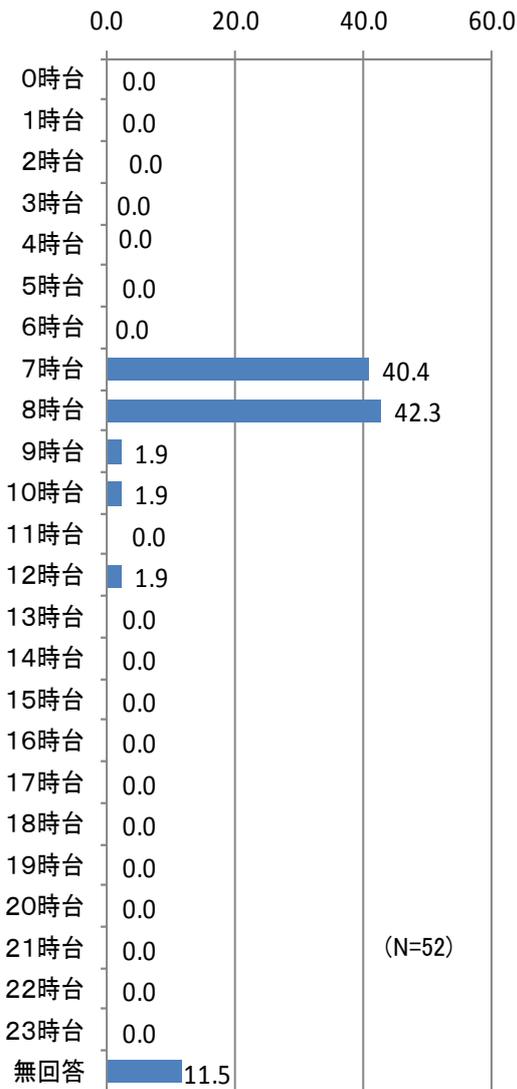
【1週当たりの就労日数】



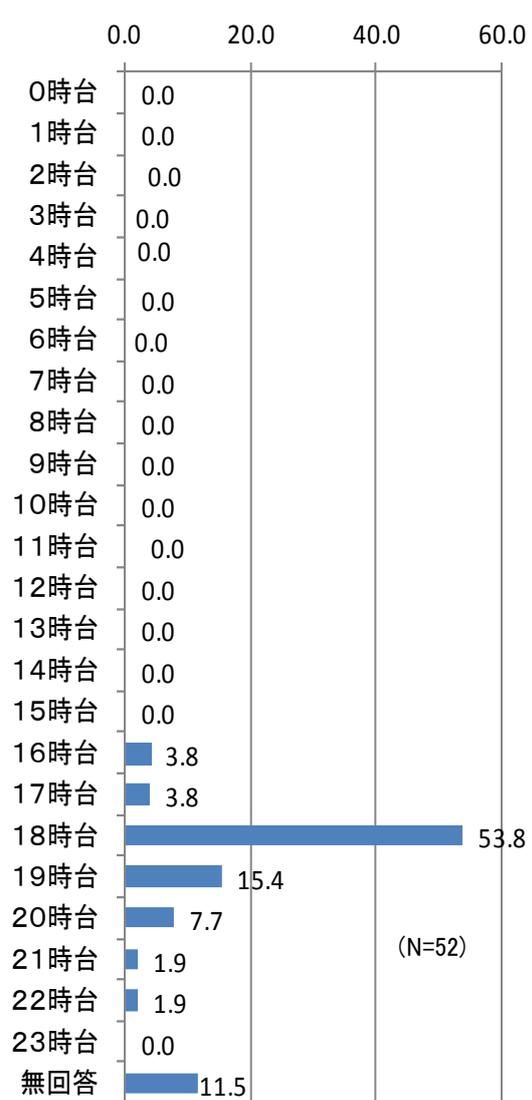
【1日当たりの就労時間】



【出勤時刻】

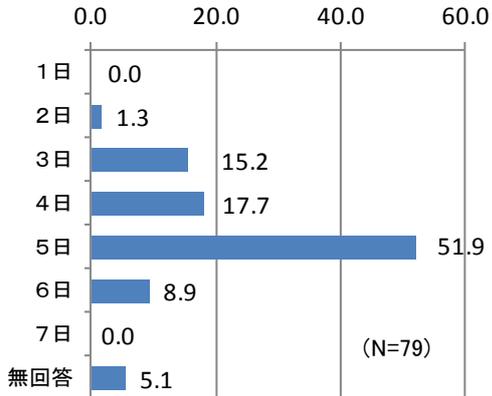


【帰宅時刻】

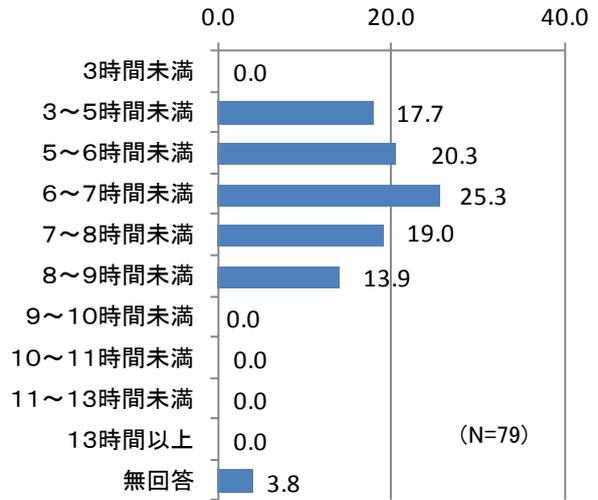


【母親のパート・アルバイトの就労状況】

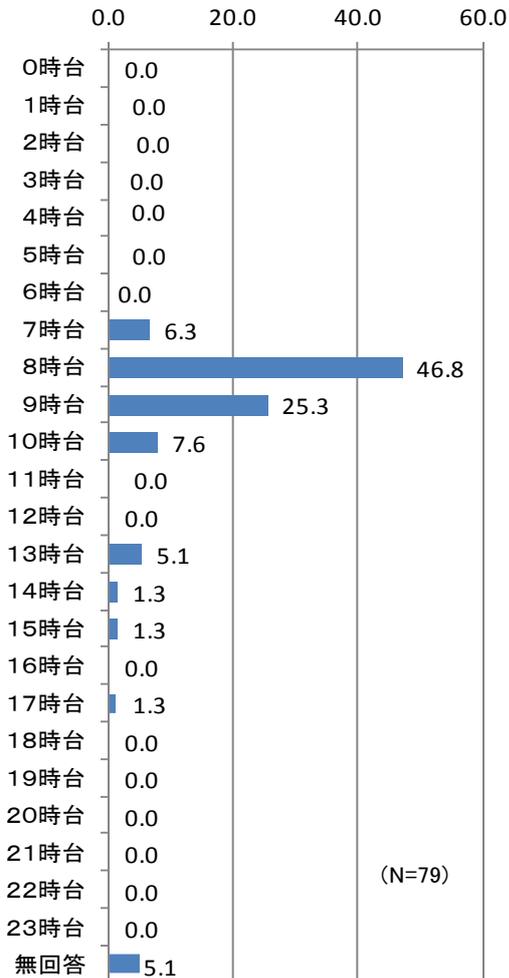
【1週間当たりの就労日数】



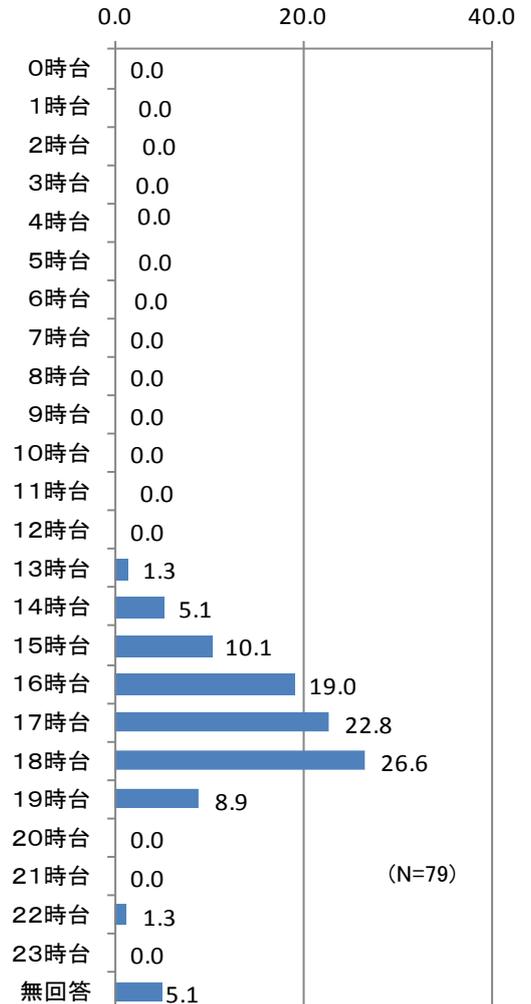
【1日当たりの就労時間】



【出勤時刻】



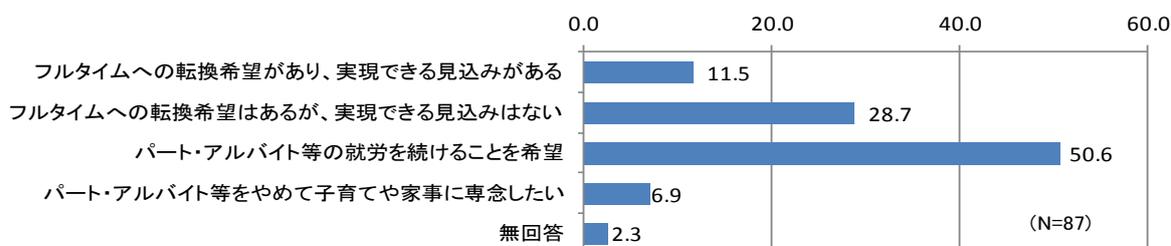
【帰宅時刻】



■母親のフルタイムへの転換希望

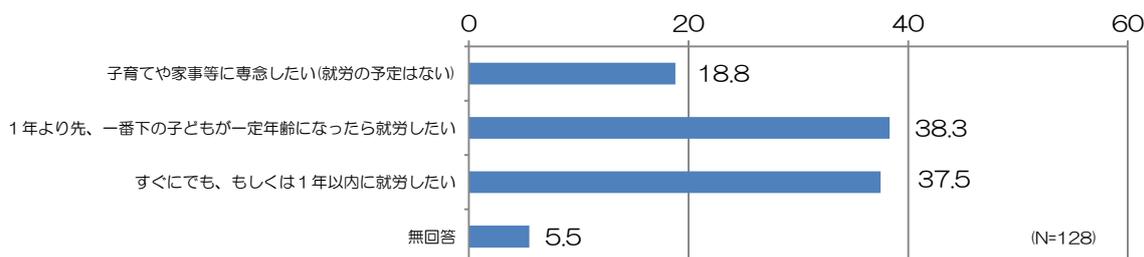
母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が50.6%で最も多く、全体の半数を超えています。次いで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が28.7%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が11.5%となっています。

全体のフルタイムへの転換希望の割合は40.2%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか4人に1人と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。



■現在就労していない母親の就労意向

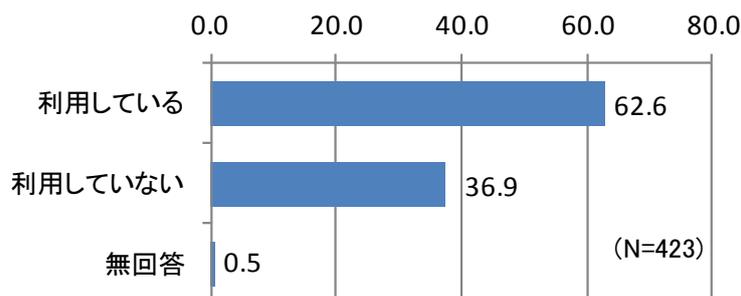
現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.5%、「1年より先、一番下の子どもが一定年齢になったら就労したい」が38.3%と、全体の就労意向は75.8%で、就労意欲は強くなっています。



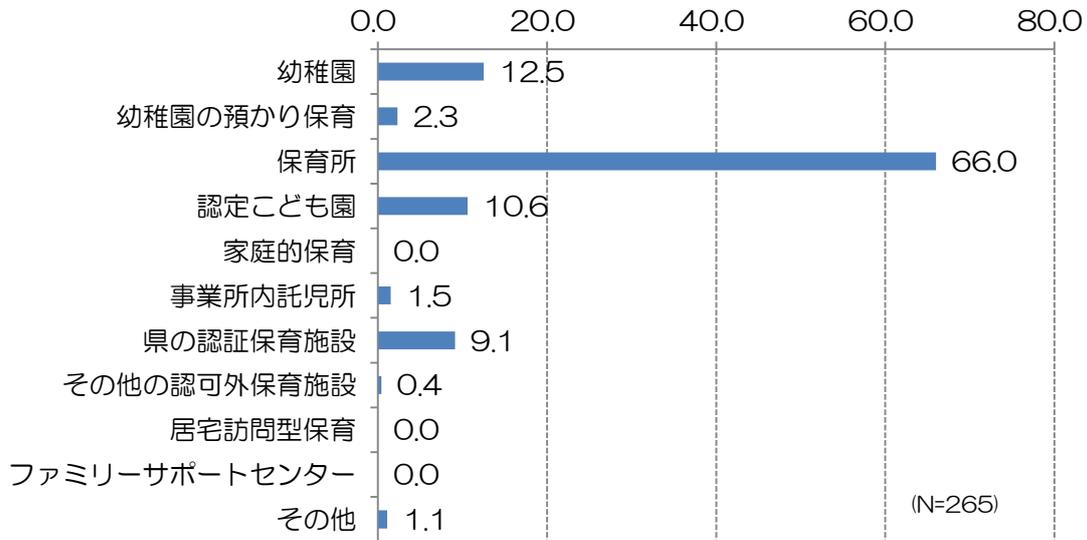
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育事業を利用している人は62.6%であり、このうち「保育所」が66.0%と目立って多く、次いで「幼稚園」が12.5%と、この2項目で7割以上を占めています。以下「認定こども園」の10.6%、「県の認証保育施設」の9.1%と続いています。

※認証保育施設とは認可外保育施設で佐賀県が独自に設定した「佐賀県認証保育施設基準」を満たした施設のことです。



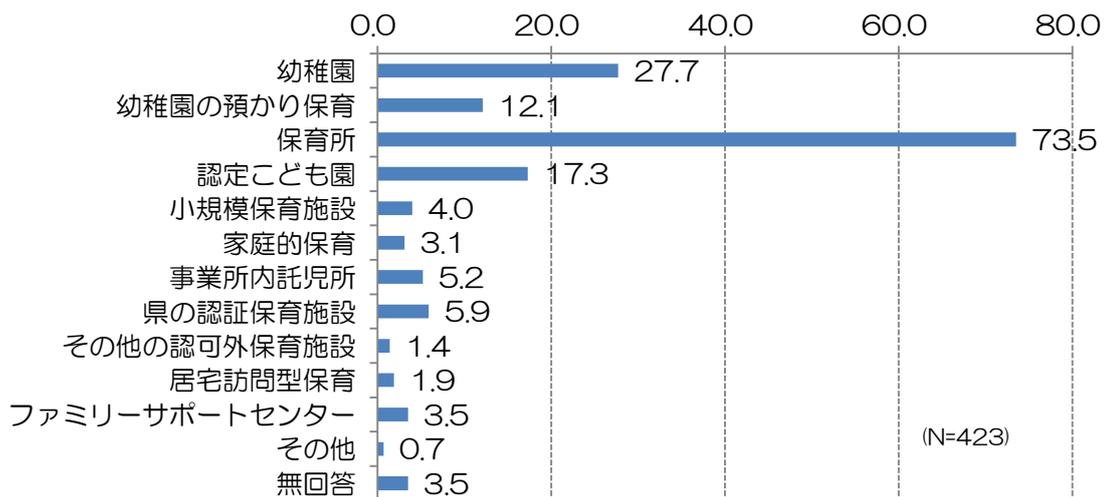
【保育施設等の利用状況】



■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい平日の教育・保育事業をみると、「保育所」が73.5%と7割以上を占めており、圧倒的に多くなっています。以下「幼稚園」の27.7%、「認定こども園」の17.3%、「幼稚園の預かり保育」の12.1%と続いています。その他の施設はすべて10%以下の割合となっています。

利用希望場所としては、ほぼ全員が伊万里市内を希望しています。



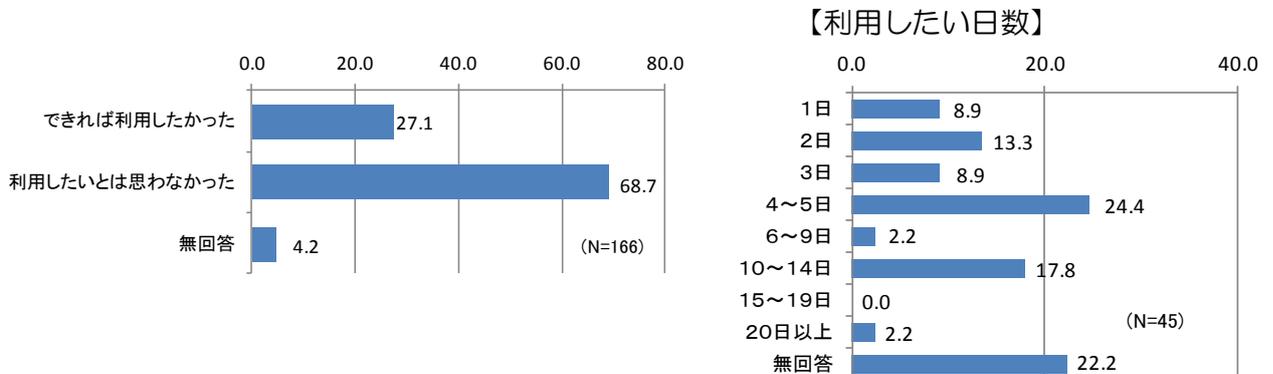
■病児・病後児保育の利用希望

父親又は母親が仕事を休んで対応した方のうち、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えたのは27.1%で、希望利用日数は年間「4～5日」が多くなっています。

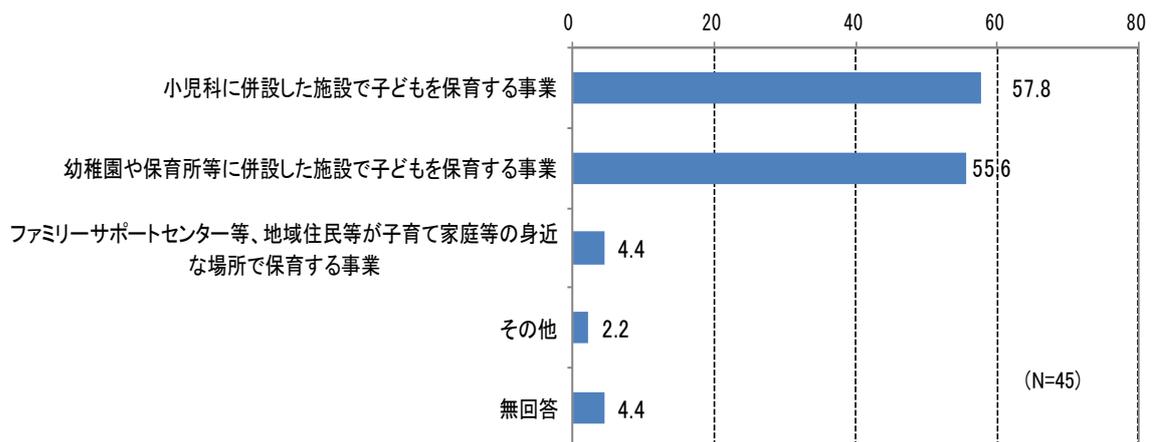
利用しやすいと思う病児・病後児保育体制についてみると、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が57.8%、次いで「幼稚園や保育所等に併設した施設で子どもを保

育する事業」の 55.6%となっています。希望している方がもっと気軽に利用できるよう、利用手続きや利用方法を広める展開が望まれます。

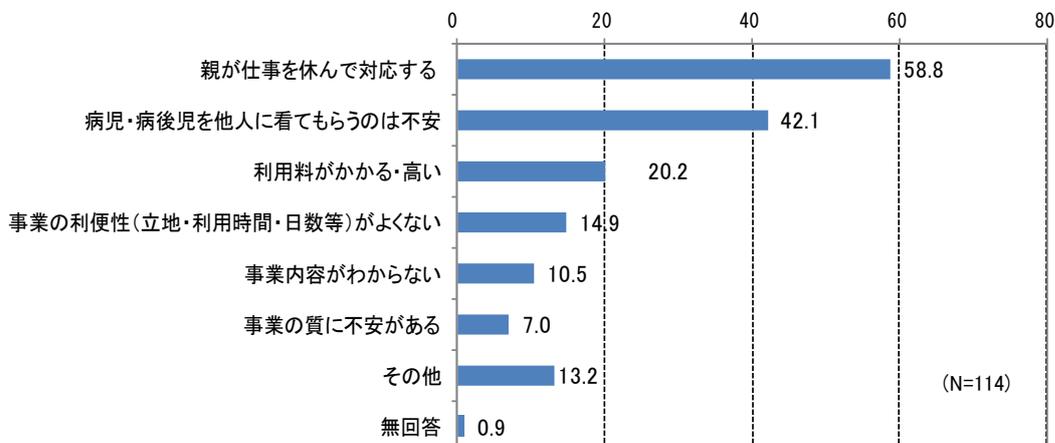
また、病児・病後児保育等を「利用したいと思わなかった」理由は、「親が仕事を休んで対応する」が 58.8%で最も多く、以下「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 42.1%、「利用料がかかる・高い」が 20.2%と続いています。



【利用しやすいと思う病児・病後児保育体制】



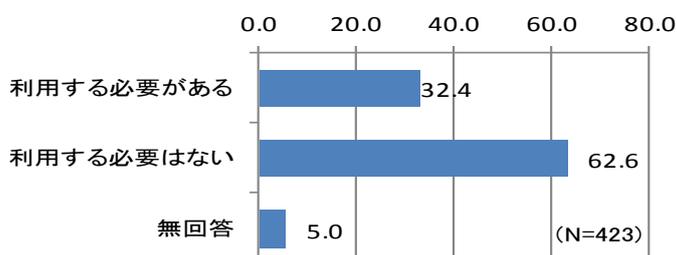
【利用したいと思わなかった理由】



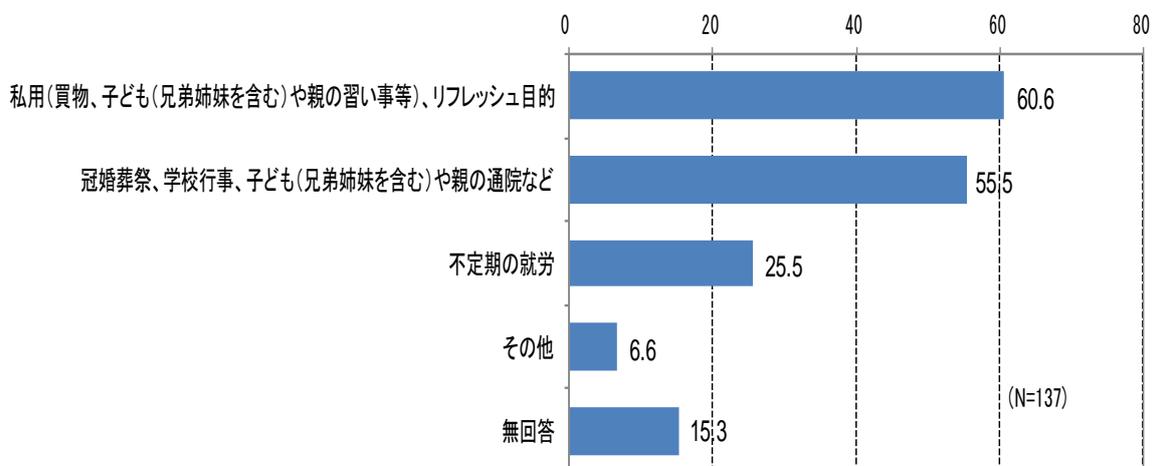
■一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、事業を利用する必要性についてみると、「利用する必要がある」と答えたのは32.4%で、約3人に1人が利用する必要があると答えています。その目的は、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）リフレッシュ目的」が60.6%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が55.5%、「不定期の就労」が25.5%となっています。

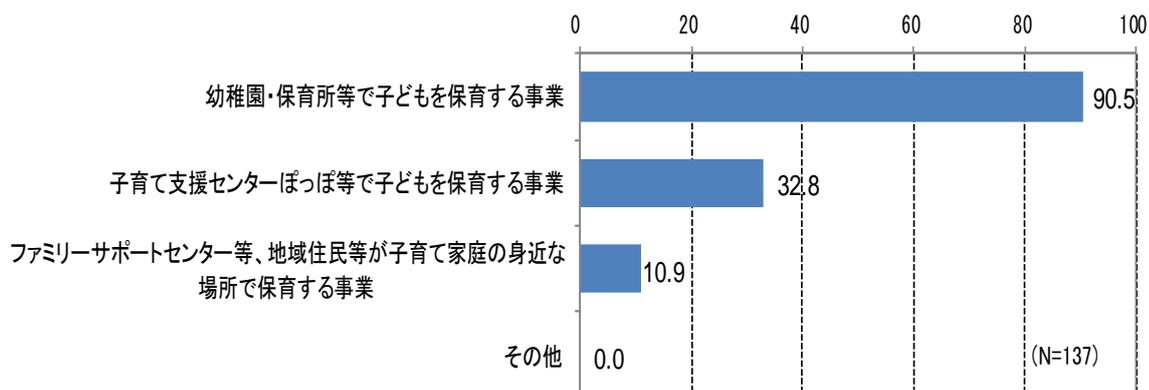
また利用しやすいと思う一時預かり体制についてみると、「幼稚園・保育所等で子どもを保育する事業」が90.5%と9割以上を占めており、次いで「子育て支援センターぽっぽ等で子どもを保育する事業」32.8%、「ファミリーサポートセンター等、地域住民等が子育て家庭の身近な場所で保育する事業」10.9%と続いています。



【利用目的】



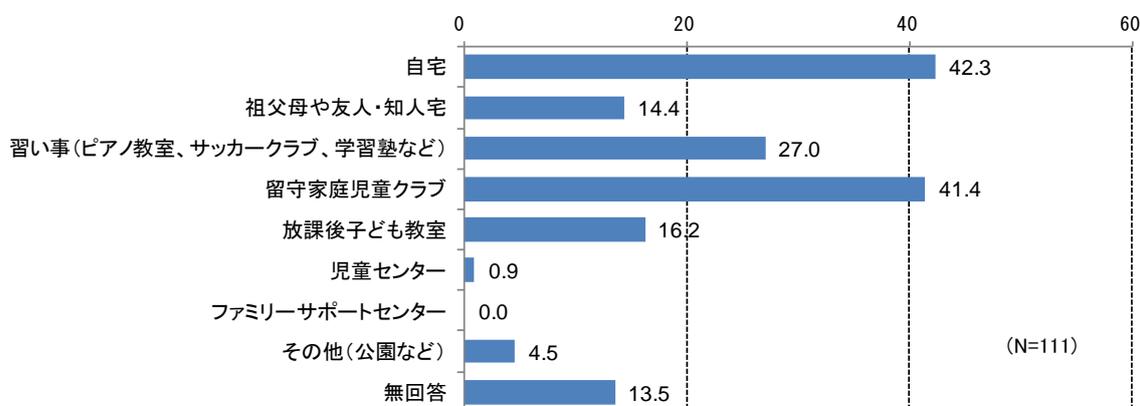
【利用しやすいと思う一時預かり体制】



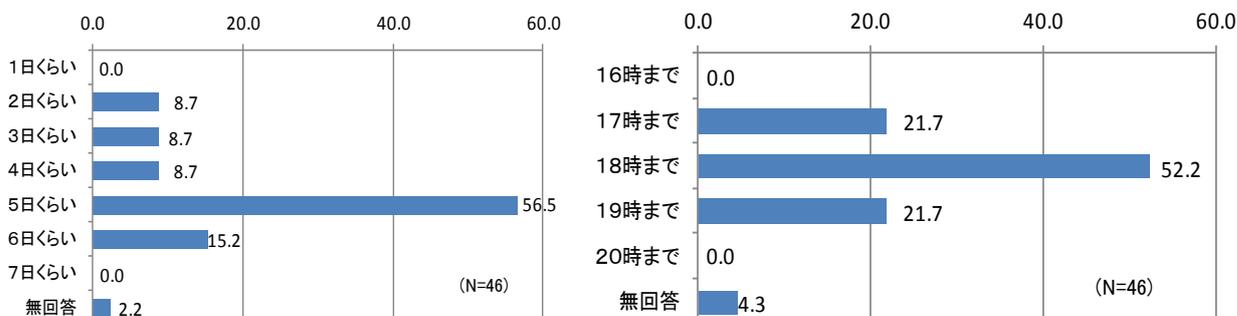
■ 留守家庭児童クラブの利用希望状況

「小学校低学年」時に、放課後の時間を過ごさせたい場所についてみると、「自宅」が42.3%で最も多く、次いで「留守家庭児童クラブ」が41.4%となっています。以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が27.0%、「祖父母や友人・知人宅」が14.4%と続いています。留守家庭児童クラブの利用希望日数は「5日くらい」が多く、利用希望時間帯は「18時まで」が最も多くなっています。「小学校高学年」時に、放課後の時間を過ごさせたい場所についてみると、「自宅」が51.4%と最も多く、次いで「習い事」が42.3%、「留守家庭児童クラブ」が27.0%、「祖父母や友人・知人宅」が18.0%の順となっています。留守家庭児童クラブの利用希望日数は「5日くらい」が多く、利用希望時間帯は「18時まで」が最も多くなっています。

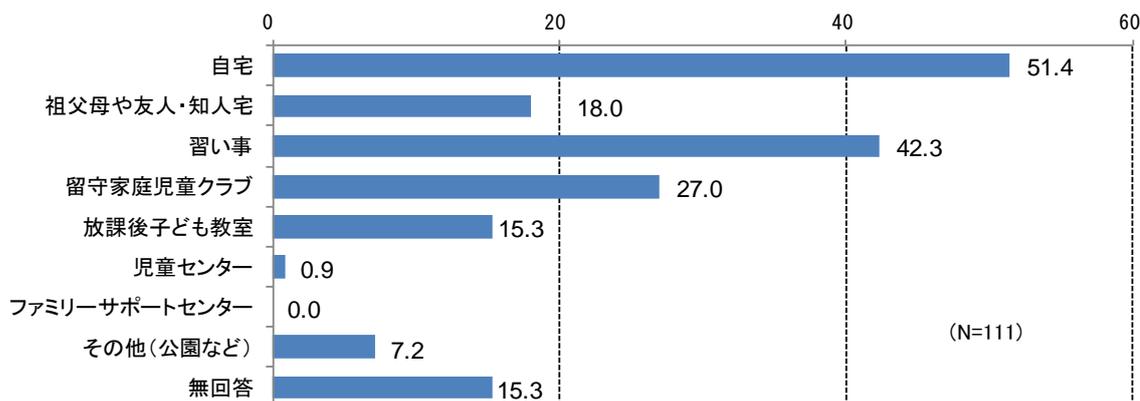
【低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所】



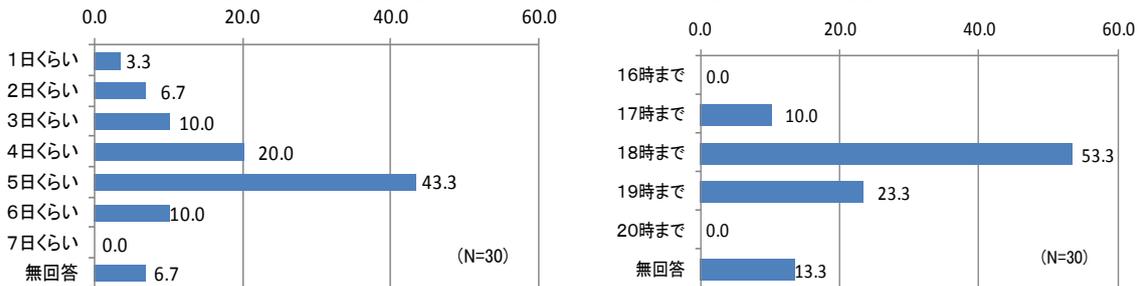
【低学年時の留守家庭児童クラブの利用希望日数と希望時間】



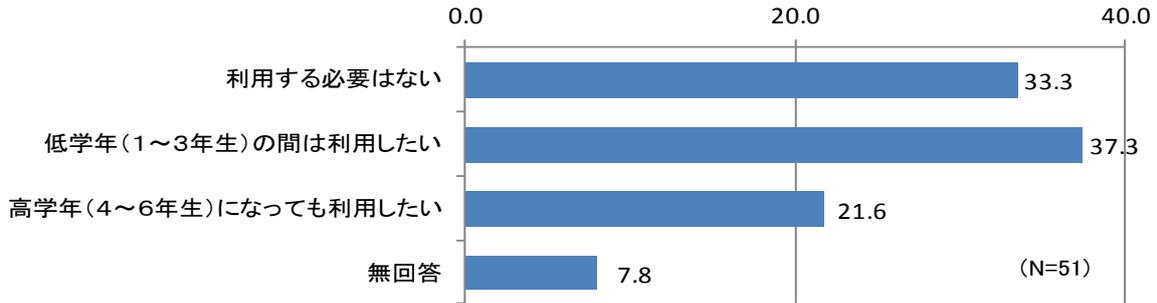
【高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所】



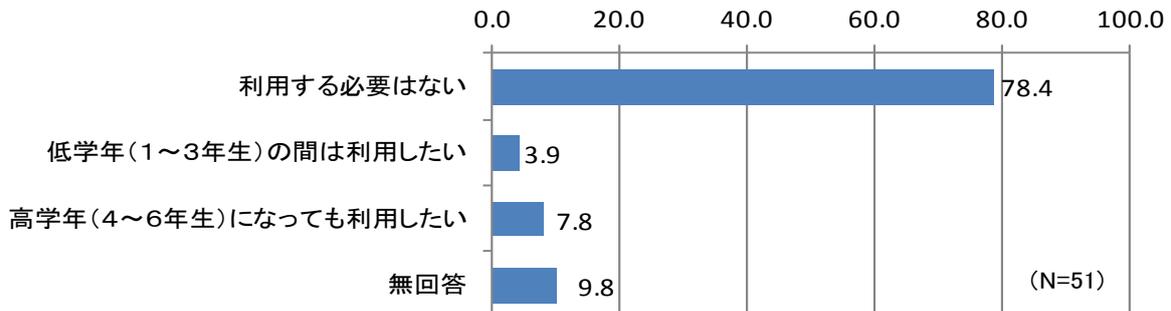
【高学年時の留守家庭児童クラブの利用希望日数と希望時間】



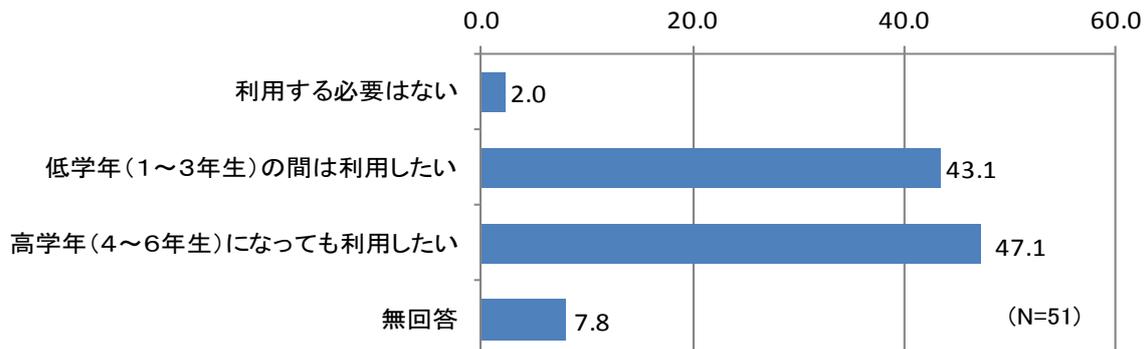
【土曜日の留守家庭児童クラブの利用希望】



【日曜日・祝日の留守家庭児童クラブの利用希望】

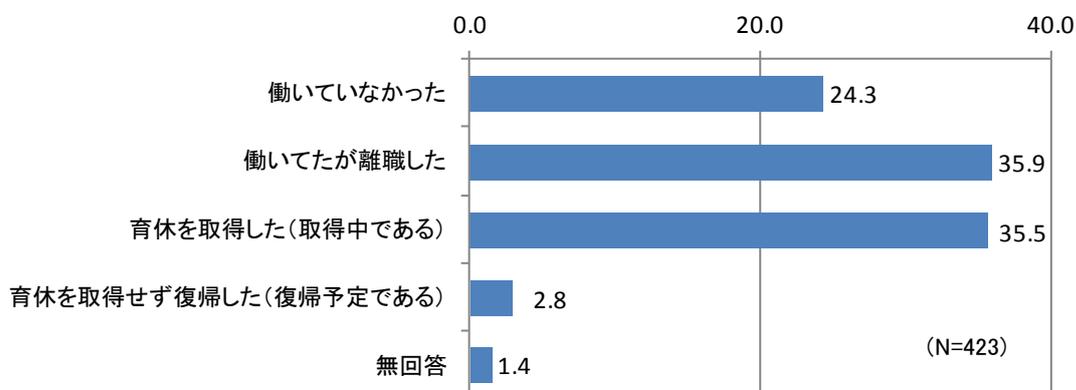


【夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の留守家庭児童クラブの利用希望】



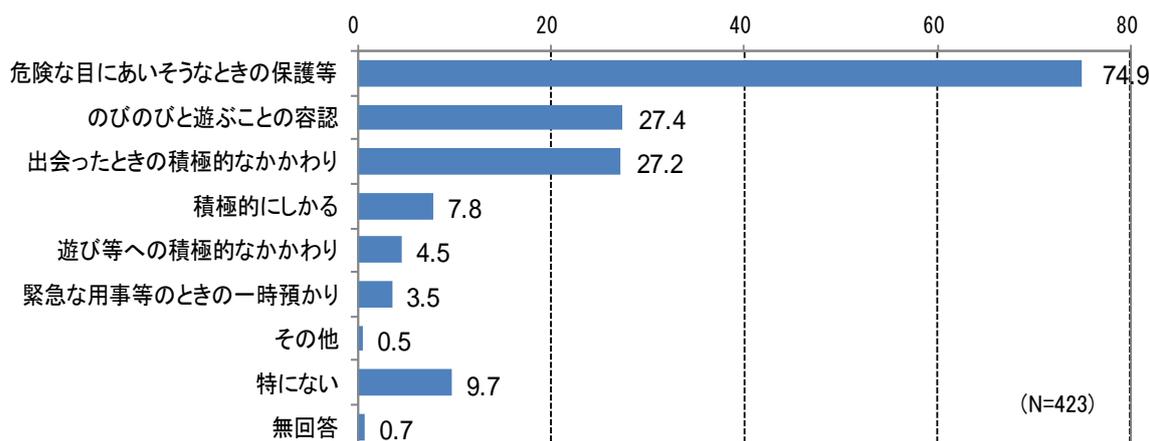
■育児休業制度等の利用状況

育児休業制度の利用経験をみると「育休を取得した（取得中である）」が35.5%と約3人に1人が育児休業を取得しています。



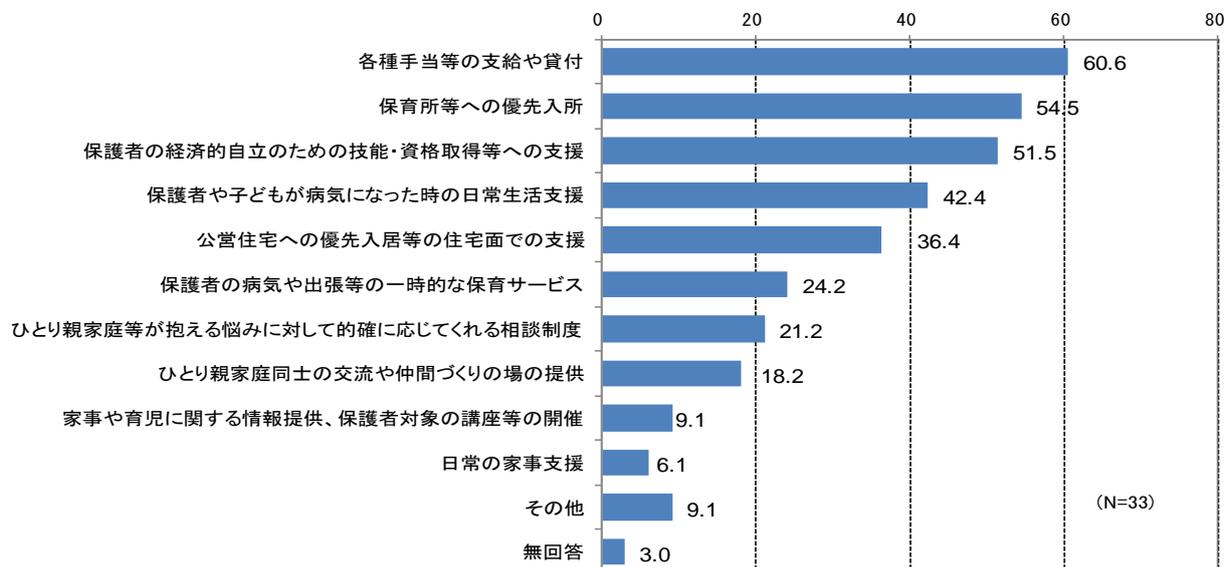
■地域に望む子育て支援について

地域の人たちに望む子育て支援については、「危険な目にあいそうなときの保護等」が74.9%と目立って多くなっています。



■ひとり親家庭へ必要だと思う支援策

「各種手当等の支給や貸付」が60.6%で最も多くなっています。

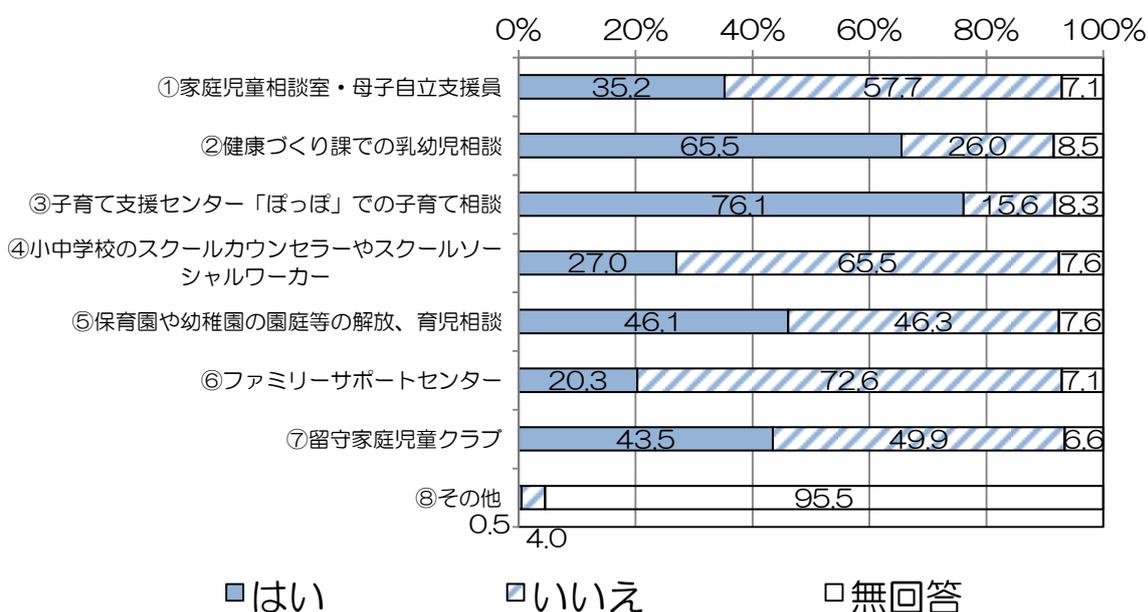


■子育て支援サービスの認知状況、利用状況

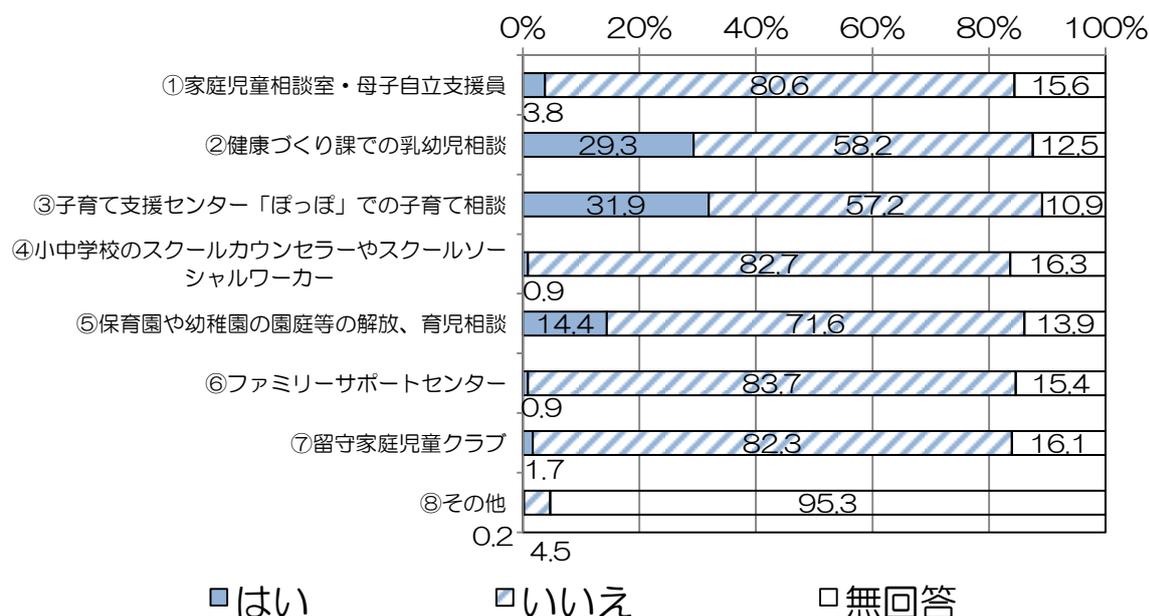
各種子育て支援サービスの認知度についてみると、「③子育て支援センター「ぽっぽ」での子育て相談」が76.1%と最も多く、次いで「②健康づくり課での乳幼児相談」65.5%となっています。一方、「④小中学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー」、「⑥ファミリーサポートセンター」は20%台の認知度にとどまっています。

利用状況は、認知度が高めであった「③子育て支援センター「ぽっぽ」での子育て相談」は31.9%で3人に1人が利用経験を持っています。「②健康づくり課での乳幼児相談」は29.3%となっていますが、その他の子育て支援サービスはいずれも利用率が低くなっています。

【認知度（知っている）】

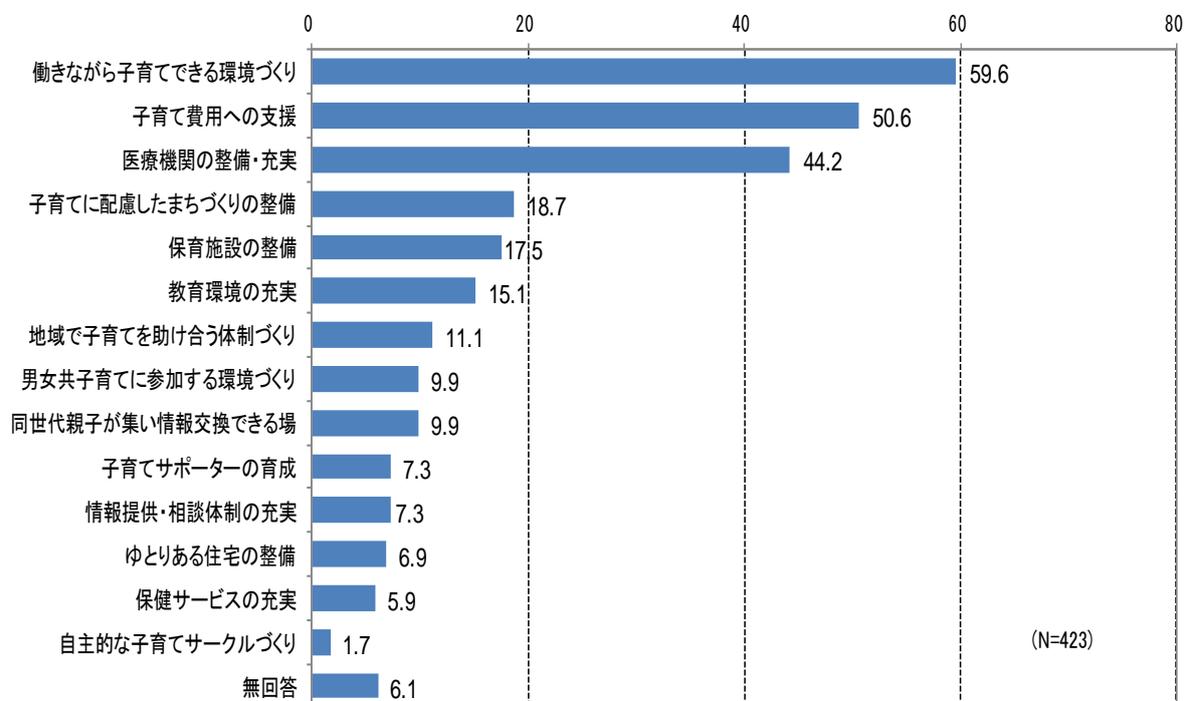


【利用状況（利用したことがある）】



■本市の子育て支援策についての重要度

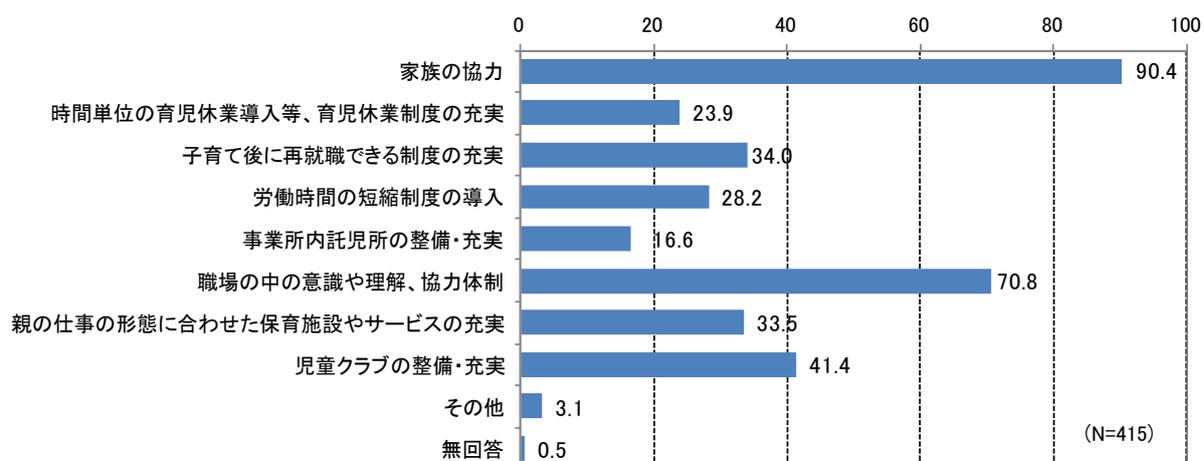
「働きながら子育てできる環境づくり」が59.6%と最も多く、次いで「子育て費用への支援」が50.6%、「医療機関の整備・充実」が44.2%で、この3項目が目立って多くなっています。



③小学生

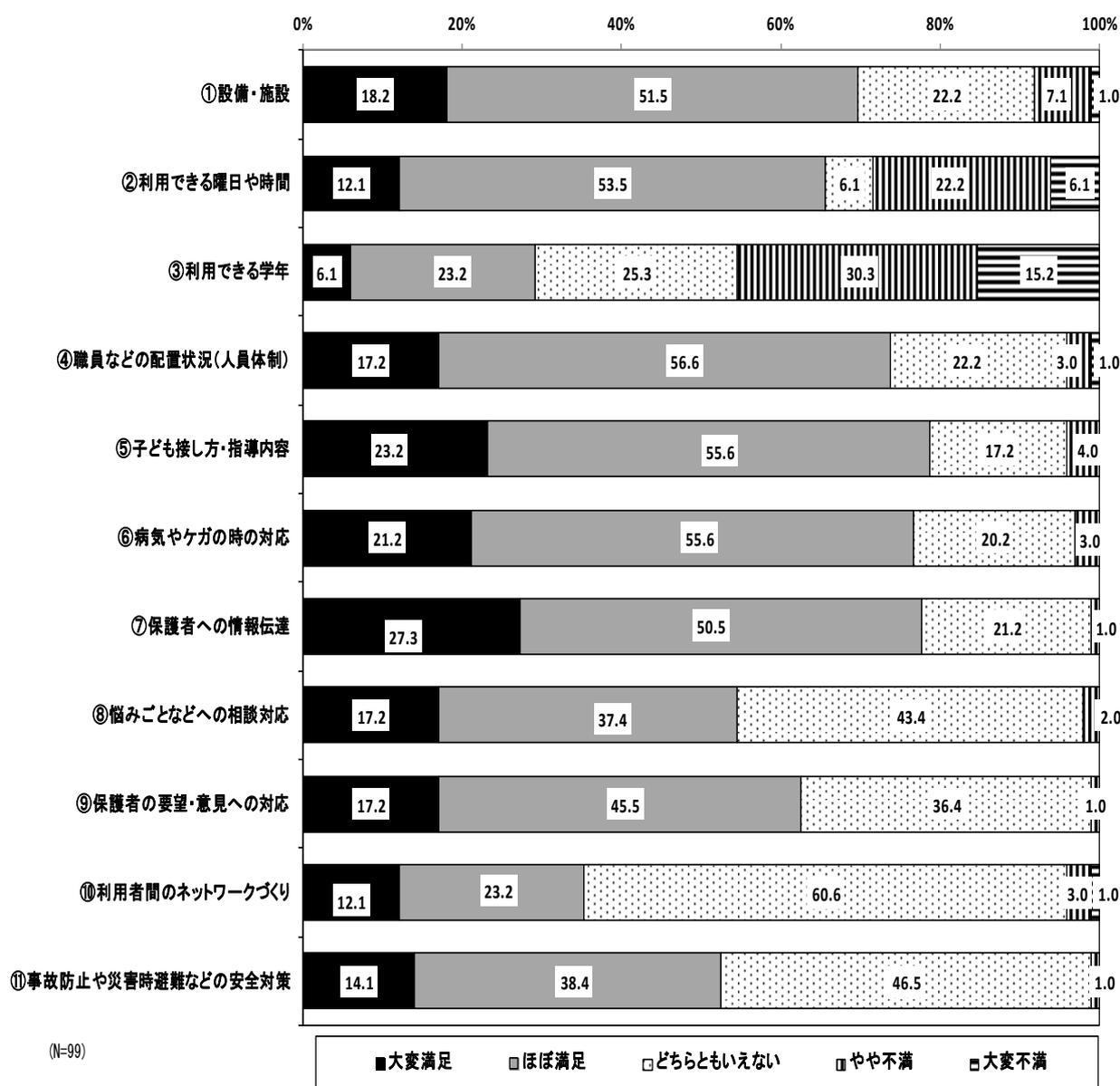
■仕事と子育ての両立

仕事と子育てを両立させるために必要なことについては、「家族の協力」が90.4%と圧倒的に多く、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」が70.8%と続いており、この2項目が大半を占めています。



■ 留守家庭児童クラブの満足度

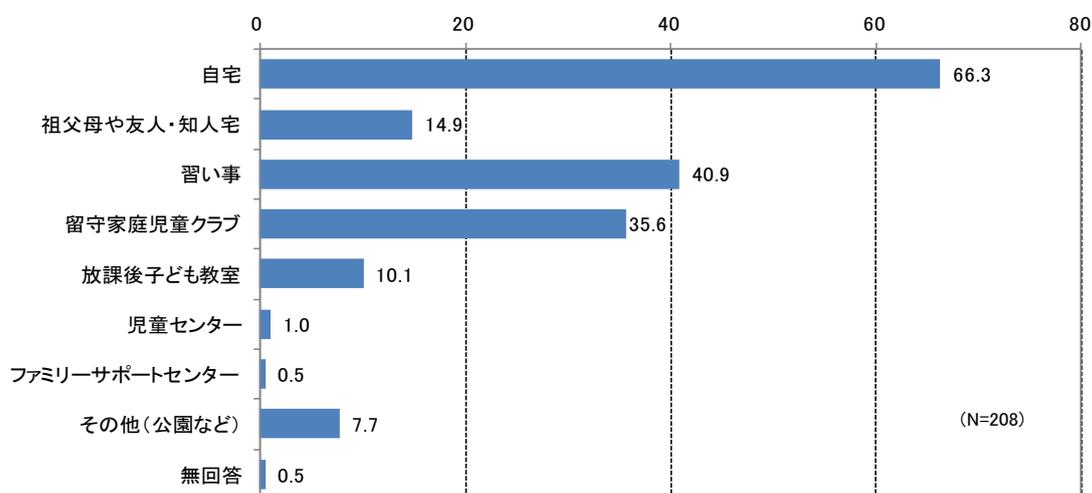
現在通っている留守家庭児童クラブに対する満足度についてみると、「大変満足」「やや満足」を含めた割合が最も多いのは「⑤子どもへの接し方・指導内容」の78.8%となっています。以下「⑦保護者への情報伝達」が77.8%、「⑥病気やケガの時の対応」が76.8%、「④職員などの配置状況（人員体制）」が73.8%となっています。一方、「やや不満」「不満」を含めた割合が最も多いのは「③利用できる学年」の45.5%と、4割を超えています。次いで「②利用できる曜日や時間」の28.3%となっています。利用できる学年については満足度が低く、改善に対するニーズがうかがえます。



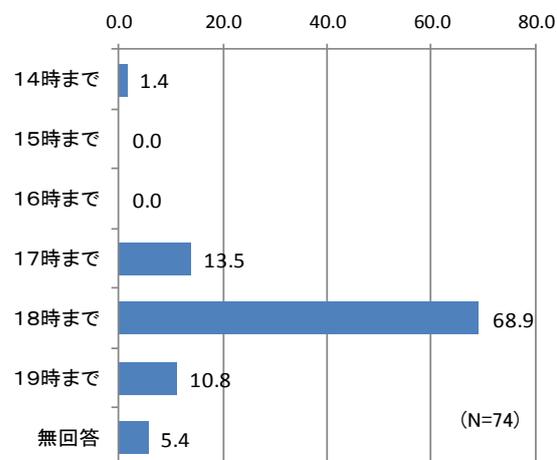
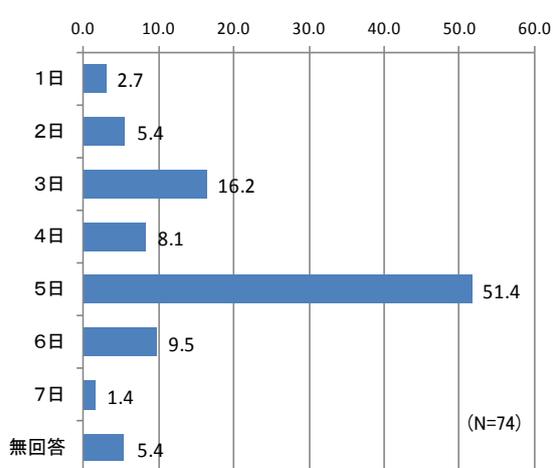
■留守家庭児童クラブの利用希望状況

現在お子さんが小学校低学年の方に、小学校高学年になった時、放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」の66.3%が最も多く、次いで「習い事」の40.9%、「留守家庭児童クラブ」の35.6%と続いています。留守家庭児童クラブの利用を希望する方の、週当たりの利用希望日数は「5日」が多く、利用希望時間は「18時まで」が多くなっています。現在お子さんが小学校高学年の方が、放課後の時間を過ごさせたい場所についてみると、「自宅」の76.1%が最も多く、次いで「習い事」の46.8%で、この2項目が目立って多くなっています。また「留守家庭児童クラブ」の利用希望は11.7%となっています。留守家庭児童クラブの利用を希望する方の、週当たりの利用希望日数は「5日」が多く、利用希望時間は「18時まで」が多くなっています。

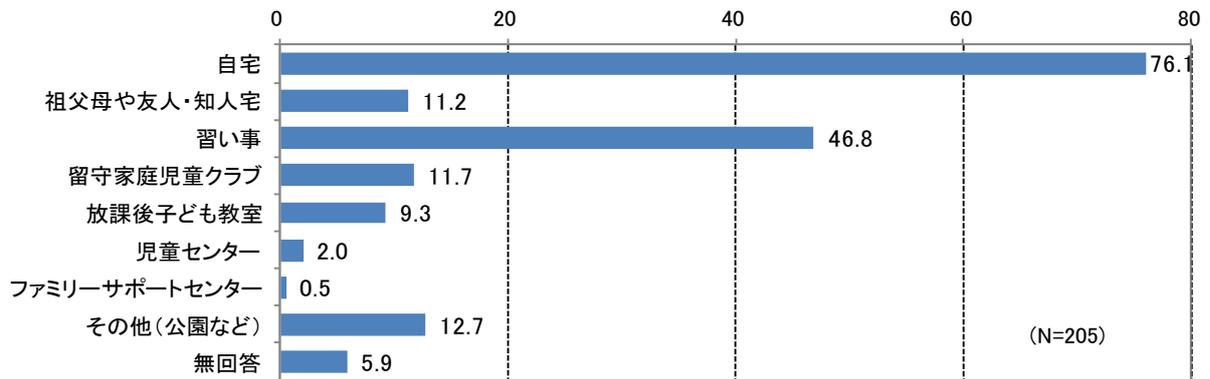
【低学年の子どもが高学年になったら放課後過ごさせたい場所】



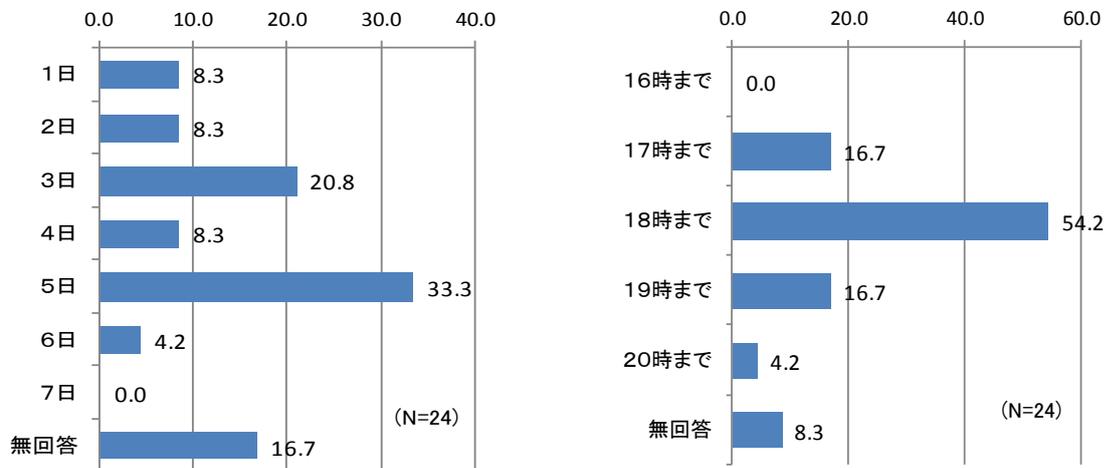
【低学年の子どもが高学年になったときの利用希望日数と希望時間】



【高学年の子どもの放課後過ごさせたい場所】

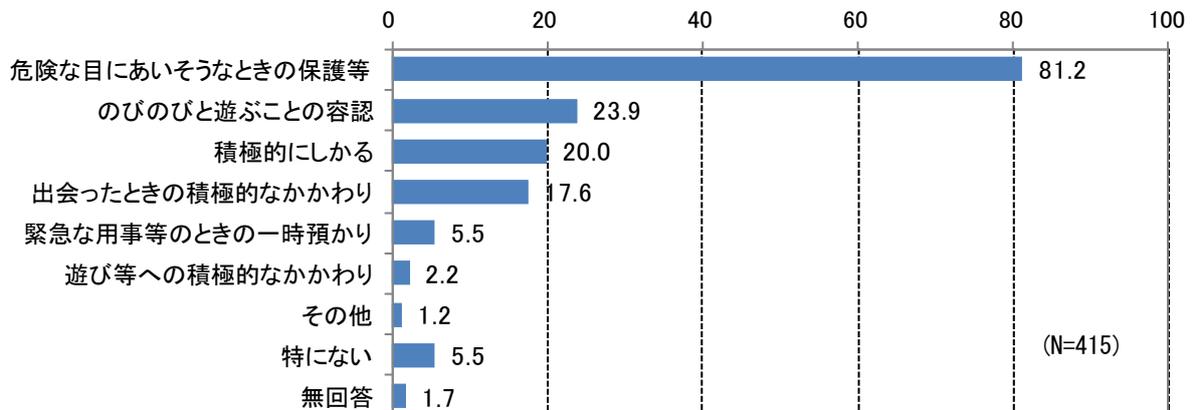


【高学年の子どもの留守家庭児童クラブの利用希望日数と希望時間】



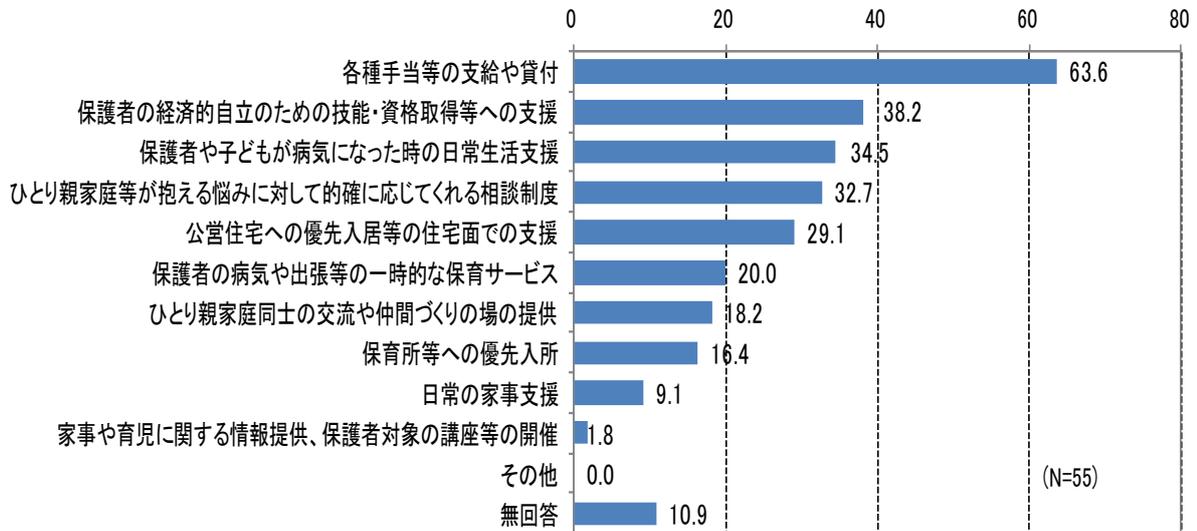
■地域に望む子育て支援について

「危険な目にあいそうなときの保護等」が81.2%と目立って多くなっています。



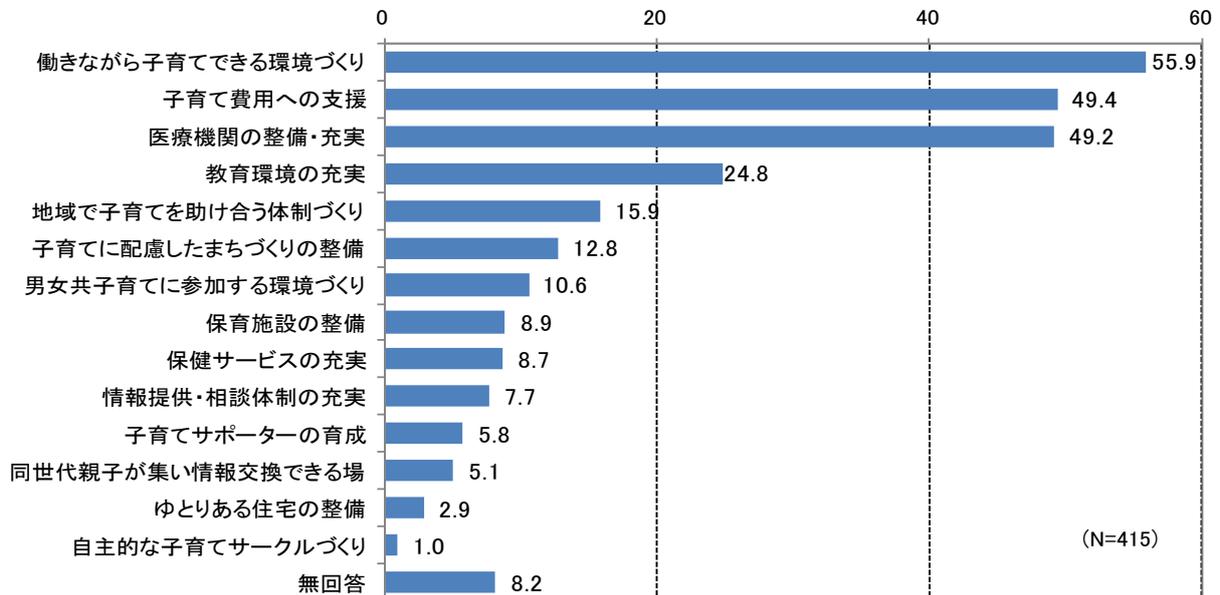
■ひとり親家庭へ必要だと思う支援策

「各種手当等の支給や貸付」が63.6%で最も多くなっています。



■本市の子育て支援策についての重要度

「働きながら子育てできる環境づくり」が55.9%と最も多く、次いで「子育て費用への支援」が49.4%、「医療機関の整備・充実」が49.2%で、この3項目が目立って多くなっています。



④ニーズ調査結果の総括

今回の調査結果から、母親の就労希望は大変高く、それに伴い保育所や留守家庭児童クラブの利用希望が多くなっていることが分かりました。また、働きながら子育てできる環境づくりが重要だという意見が多いことから、仕事と家庭の両立に悩んでいる家庭が多いということが推測され、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが重要だと考えられます。

子育て支援サービスに関しては、子育て支援センター「ぽっぽ」での子育て相談や健康づくり課での乳幼児相談などが情報収集の場としての役割を果たしており、子育てに対する悩みなどの軽減につながっている様子が明らかになりました。

また、特別な支援が必要なひとり親家庭については、各種手当等の支給や貸付などの経済的支援、ひとり親家庭等が抱える悩みに対して相談に応じてくれるなどの専門的支援の充実が必要であるとの意見が集約されました。

一方、地域に望む子育て支援については、危険な目にあいそうなときの保護等が目立って多くなっており、行政と地域の様々な関係団体が連携し、地域全体で子どもを見守る体制の充実が望まれていると考えられます。

このように仕事と家庭の両立など子育てに不安感や負担感を感じながらも、楽しみや意義を見出しながら頑張っている子育て中の親とその子どもが幸せになるような環境を、行政はもちろん地域社会や民間企業などがひとつとなつて整えていくことが重要です。



4 伊万里市次世代育成支援後期行動計画の総括

国の基本方針において、子ども・子育て支援事業計画を作成する際には「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。」とされています。それに基づき、現次世代育成支援行動計画の評価を行いました。

第1節 子育てに喜びを感じることができるまち

1 親と子どもの健康の確保と増進

(1) 安心して妊娠、出産できる環境の確保

- 母子健康手帳や妊娠健康診査無料受診票の交付、4か月児訪問事業など、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に取り組んでいます。
- 不妊治療については、県が実施している補助制度についての情報提供をはじめ、市独自の治療費の助成や不妊相談への対応に取り組んでいます。
- 妊娠や出産、子育てに関する不安の解消等を図るための妊婦わくわく教室の開催や、禁煙及び防災教育の実施など、家庭や職場における喫煙の防止に向けた取り組みを実施しています。

■妊婦健康診査■

	交付数	受診数・率	
		受診数	受診率
平成21年度	580	584	100.7
平成22年度	554	560	101.1
平成23年度	560	542	96.8
平成24年度	562	567	100.9
平成25年度	517	518	100.2

(注) 受診率が100%を超えているのは、前年度交付した人の受診が含まれているため

(2) 親子の健康への支援

- 各種健康診査や妊産婦・乳幼児相談、予防接種時に健康教育を実施しているほか、すくすく子育て相談会において、保護者の希望や必要に応じて適切な療育訓練等の紹介を行うなど、子どもの健やかな成長発達への支援に努めています。
- 乳幼児健康診査については、3か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の受診率は90%台で推移していますが、県内の他市町と比較すると、健診によってはまだ低い状況にあり、受診率の向上を図る必要があります。
- 乳幼児歯科健診や保育所、幼稚園等におけるフッ素洗口とむし歯予防教室を通して乳幼児のむし歯予防対策に取り組んでいます。

- 保健師や母子保健推進員による4か月児訪問を実施し、健診案内や育児情報の提供を行っているほか、予防接種については、予防接種情報の周知や接種勧奨に努めるとともに、市外医療機関を含め広域化を図ったことにより、接種率の維持・向上につながっています。

■ 3か月児健康診査 ■

	対象者数	受診者数	受診率
平成21年度	556	555	99.8
平成22年度	585	585	100.0
平成23年度	558	558	100.0
平成24年度	554	554	100.0
平成25年度	563	556	98.8

■ 1歳6か月児健康診査 ■

	対象者数	受診者数	受診率
平成21年度	546	534	97.8
平成22年度	527	510	96.8
平成23年度	602	587	97.5
平成24年度	543	541	99.6
平成25年度	569	562	98.8

■ 3歳児健康診査 ■

	対象者数	受診者数	受診率
平成21年度	485	462	95.3
平成22年度	555	525	94.6
平成23年度	537	527	98.1
平成24年度	508	473	93.1
平成25年度	602	577	95.8

(3) 食育の推進

- 乳幼児の栄養相談をはじめ、食生活改善推進員を中心とした「親と子の料理教室」や小学生を対象に食を通じた交流事業などを実施しています。
- 保育所・幼稚園においては、野菜作りやクッキング等を実施するとともに、小中学校においては、食育に関する計画的な学習や栄養教諭による専門的な指導を行うなど、「食」をテーマとした学習を推進しています。
- 「食のまちづくりフォーラム」の開催のほか、「食まちだより」を発行し、情報発信を行うなど、「食」への関心を高めるための普及・啓発に努めています。

(4) 小児医療の充実

- 伊万里休日・夜間急患医療センターは、平成24年3月に新築移転し、従来よりも駐車場を広く確保するとともに、感染防止策を取り入れた施設として整備しました。
- 急病時の相談や連絡先の情報を市民健康カレンダーや子育て情報誌に掲載し、市民への周知に努めています。

2 支援を必要とする子どもと家庭へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待の防止策の充実

- 4か月児訪問や乳幼児健診での子育て相談への対応、子育て支援センターぽっぽで開催するわくわく広場での仲間作りの促進など、子育て中の保護者の孤立感や不安の解消に努めており、今後は、未就園児を子育て中の保護者など、社会と接する機会が少ない親子への情報発信や適切な相談対応により、子育てに関する不安や悩みの軽減を図る取り組みが必要です。
- 健康カレンダーや市役所だより、市ホームページ等を通して、子育て支援センターぽっぽや健康づくり課等で実施している相談事業の周知に努めています。
- 保護者のリフレッシュ促進の手段として、保育所18園（公立1、私立17）、子育て支援センターぽっぽにおいて一時・休日保育を実施しており、市内全域で対応可能な状況にあります。
- 健康診査の未受診者に対し、訪問や電話等で健康状態や発育、発達について確認するとともに、虐待や不適切養育が疑われる場合は、医療機関等と連携し、親子に対する支援等を行っています。
- 毎年11月の児童虐待防止月間に合わせ広報チラシの配布等の周知活動を行うとともに、市民からの通報に対しては、家庭児童相談室を中心に、要保護児童対策協議会、県児童相談所との連携のもと、迅速な対応に努めています。

■児童虐待の状況■

(件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	650	755	740	1,138	1,099

■虐待防止ネットワークの設置状況■

事業名	事業概要
家庭児童相談事業	要保護児童対策協議会の設置（平成18年12月1日） 関係18団体 全体会議 年1回、ケース会議 適宜

(2) 障害のある子どもがいる家庭への支援

- 障害児福祉手当や特別児童扶養手当の支給及び重度心身障害者医療費助成等の経済的支援とともに、居宅介護、移動支援事業、短期入所、日中一時支援事業等障害福祉サービスの提供により、障害のある子どもやその保護者の生活を支援しています。
- 伊万里市こどもハートフルセンター「ひまわり園」において、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学児童とその保護者に対し、基本的な動作指導や集団生活への適応訓練を実施しています。
- 各小学校区単位で幼稚園、保育所及び小学校の連絡会議を設置し、小学校に入学する児童の円滑な引継ぎを行うとともに、各指導員に研修会等への参加を促し、LD、ADHD等に対する特別支援教育を推進しています。
- 伊万里特別支援学校に就学する児童及び生徒の保護者の就労等を支援するため、留守家庭児童クラブを設置しており、利用希望は年々増加傾向にあることから、平成26年度から1日の利用定員を15人から20人に増加し、対応しています。

(3) ひとり親家庭等の自立支援

- ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成及び児童扶養手当の支給を行っており、手当受給者は年々増加しています。
- 母子・父子家庭の生活安定と自立促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付や就労のためのプログラムの作成を実施しています。また、母子生活支援施設すまいるへの受け入れは近年減少していますが（平成25年度末時点：2世帯）、他県からの部屋の空き状況の問い合わせや入所相談は増加傾向にあり、入所者が短期間で自立できるようなきめ細やかな支援に取り組んでいます。

■児童扶養手当の支給■

事業名	事業概要	対象者等
児童扶養手当の支給	子どもが18歳の3月31日までの母子家庭に生活の安定と児童福祉を目的に手当を支給	■支給件数 金額（各年度3月末日現在） 平成21年度 603件 299,308,000円 平成22年度 628件 299,595,000円 平成23年度 640件 311,635,000円 平成24年度 655件 307,703,000円 平成25年度 681件 311,692,000円

3 子育て支援の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

① 子育て支援センターの充実

- 「わくわく広場」や「つくしんぼランド」等の開催により、保護者の仲間づくりや親子のふれあいを促進する環境を提供しており、定期的にボランティアによるお話し会やわらべ歌遊びを開催しています。
- 「ぽっぽママのつどい」では、趣味や特技を發揮、提供する場としてママ講座(コース・食育)を開催しています。託児が必要となる場合は社協ボランティアで対応していますが、ボランティアの人数が少ない場合は、託児数や年齢の制限が必要となるため、ボランティアの確保に努めています。
- 一時預かり、休日保育については、仕事や病気等の理由のほか、里帰り出産等による市外居住者の利用が増加しています。また、一時預かりについては、「広場」開催時には同じスペースでの預かりとなるため、安全面や睡眠等への配慮が必要になります。
- 子育ての悩みや心配等の相談に対しては、電話や来所のほか、「わくわく広場」の中で対応しており、「広場」においては、保護者同士の情報交換の場としても役立てられています。相談内容に応じた個別相談室の確保や相談員の相談対応水準の向上に努めています。
- 子育て情報誌「つくしんぼ」において、母親の生の体験談から、子育ての喜び・楽しさ・感動を共有できるような内容と、その時に求められている情報の発信ができるよう努めています。
- 子育てサークルの育成については、サークル間の連携促進のために交流会を開催し、活動報告等の情報交換を行っています。

② 幼稚園の充実

- 公立幼稚園や私立幼稚園では満3歳未満児の受入れを、私立幼稚園のうち1園では認定こども園として、平成20年度から満3歳未満児の受入れを行っています。
- 波多津東幼稚園では「子育てサロン」、黒川幼稚園では「子育てサークル」を開設するなど、保護者の子育てに係る不安や悩みに対する相談に対応しています。

■ 幼稚園のサービス ■

区分	概要	実施状況
預かり保育	社会構造の変化や女性進出の増大などによる保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間外に預かり保育を実施。	市内全園(公立2、私立2)において、預かり保育を実施。

③児童センターの充実

- 一輪車の乗車指導やよさこいダンス等、集団活動を計画的に実施し、子どもの体力増進を図るとともに、学年を問わない仲間づくりに取り組んでいます。
- 親子のふれあい活動として計画していた母親クラブの設置については、共働き家庭の増加や高学年生の利用が少ないことにより、組織化が難しい状況にあり、新たな取り組みを検討する必要があります。

(2) 経済的負担の軽減

- 保育所の保育料については、国の徴収基準額を基に、市独自の軽減措置を講じるとともに、私立幼稚園においては、国の基準に基づき就園奨励補助を実施するなど、保護者の負担軽減に努めています。
- こどもの医療費助成については、平成24年度から現物給付の対象年齢を小学校就学前児童まで引き上げるとともに、インフルエンザ予防接種への助成や児童手当の給付等を行っています。

■医療費支援■

事業名	事業概要	対象者等
乳幼児医療費助成事業 (平成23年度まで)	3歳未満児童の医療費の一部負担金から1レセプト月300円の自己負担額を控除した額を助成。 3歳以上小学校就学前の児童の医療費の一部負担金(高額療養費、付加給付を除いた額)から1レセプト500円の自己負担額を控除した額を助成。	■支給件数 金額 平成21年度 66,000,187円 平成22年度 77,346,908円 平成23年度 85,049,201円
こどもの医療費助成事業 (平成24年度以降)	小学校就学前児童の医療費の自己負担金から1レセプト月1,000円の自己負担額を控除した額を助成。 小中学生が入院の際にかかった医療費の自己負担額において、一人につき1か月1,000円を超えた額を助成。	■支給件数 金額 平成24年度 88,137,000円 平成25年度 88,560,000円

(3) 相談体制、情報提供の充実

- 健康づくり課による乳幼児相談や子育て支援センターぽっぽの育児相談など、育児全般に係る保護者の相談に対応しています。
- 小中学校においては、子ども自身の悩みごとを気軽に相談できる窓口としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、各種相談への対応を行っていますが、学校数に対し配置人数が少ない状況であるため、今後の配置人数について検討を行っています。
- 子どもの非行や育成をはじめ、保護者の養育及び虐待に係る相談については、家庭児童相談室において、県児童相談所と連携し、子どもの環境の変化に即時対応ができるよう体制を整えています。
- 保育所等においては、保護者が確認できるところに意見箱や苦情受付窓口を設置するとともに、苦情解決者や第三者委員を配置し、意見や苦情等への対応を行っています。
- 市ホームページでは、必要な子育て情報に加え、随時事業情報の公開を行うとともに、「子育てお助けハンドブック」や「子育てお助けマップ」など子育て情報誌を作成し、適切な情報提供に努めています。ホームページについては平成26年3月にリニューアルしたことから、既存の公開情報に加え、子育てに関する新たに必要な情報の掲載について検討しています。

4 子育てと社会参画の両立への支援

(1) 就業環境の整備

- 女性の再就職を含む子育てに配慮した就業環境については、国や県の啓発チラシの設置等を通して関連情報の提供を行っています。事業所を対象にした調査や啓発活動は実施しておらず、今後の課題となっています。
- 男女の均等な雇用機会確保と性別役割分担意識の是正については、男女協働参画懇話会と協働し、出前講座や「いまりプラザだより」の発行等により情報発信を行っています。
- 雇用情勢は改善してきているものの、需要（求人）と供給（求職）のバランスが悪いなどの課題があります。

(2) 男女協働参画意識の啓発

- 男性の子育て参加に関する啓発活動については、平成23年度に市民アンケートを実施し実態を把握するとともに、県が作成したリーフレットの窓口設置や、市広報紙、出前講座などによる啓発活動を行っています。
- 女性の経営への参画を促進するため、地域の女性農業グループや農産物直売・加工所連絡協議会の活動を支援するとともに、家族間における就業条件や役割分担、収益配分等を取り決める家族経営協定については、年間1～2件程度の新規締結となっています。
- 地域の女性農業グループ等においては、活動メンバーに子育て世代の女性が少なく、また、事業規模が零細な自営業では経営を維持すること自体厳しい状況にあり、男性の

子育て参加への啓発及び女性の職場で地位向上の具体的な手法が見つからないなどの問題があります。

■各種啓発活動の実施状況■

事業名	対象者等	事業概要（設置件数等）
男性の子育て参加に関する啓発活動の推進	市民	男女協働参画に関する講座等の開催（年1回） 広報いまり等に啓発記事掲載（年4回） 情報紙「プラザだより」の発行（年2回） 出前講座の実施（年4回程） 啓発パネルの展示（年3回）
家庭や地域における性別役割分担意識の是正	市民	男女協働参画に関する講座等の開催（年1回） 広報いまり等に啓発記事掲載（年4回） 情報紙「プラザだより」の発行（年2回） 出前講座の実施（年4回程） 啓発パネルの展示（年3回）

（3）保育サービスの充実

- 一時預かりについては、保育所18園（公1、私17）及び子育て支援センターぽっぽにおいて実施しており、ぽっぽでは時間単位の料金設定が利用増につながっています。
- 休日保育は、子育て支援センターぽっぽで実施しており、日曜日より祝日の利用が多く、長時間保育の傾向があります。また延長保育は、現在20園（公2、私18）の保育所において実施しており、保護者の就労形態の多様化から利用児童も多い状況にあります。いずれも就労形態の多様化により必要なサービスではありますが、普段からの親子の触れ合いの充実など、子どもの養育面での対応が必要となっています。
- 低年齢児保育については、公立幼稚園では満3歳未満児の受入れを行っており、私立幼稚園では認定こども園として、平成20年度から満3歳未満児の受入れを行っていません。また、保育所では、低年齢児の受入れが増加傾向にありますが、保育士が不足していることから、保育士の確保が課題となっています。
- 障害児保育については、緊急雇用創出基金事業を活用し、障害児を受け入れる保育所に人員を配置するなど、障害児保育に対応できる体制の整備に努めています。
- 病後児保育は、事業の認知度が高まったことにより利用者が増加傾向にあり、平成23年度は24名、平成24年度では50名、平成25年度は66名で推移しています。平成26年度から直営事業で実施することとなり、事業のPR活動等を重点的に行っています。
- 保育所施設等の地域開放については、子育て中の親子の情報交換の場、自由に遊ぶ場、触れ合い仲間づくりの場としてわくわく広場を設け、活用されています。
- 幼稚園における教育時間終了後の預かり保育については、平日及び長期休業中においても実施しています。

(4) 託児サービスの充実

- 多様な保育ニーズに応えるため、子育てファミリー・サポート事業の周知による利用促進を図るとともに、提供会員であるサポーターの新規会員登録講習会を行い人材の確保を進めていますが、高齢化や就労による活動休止により、サポーターの確保が課題となっています。
- 認可外施設に対し、児童・保育士の健康診断費の補助に加え、平成20年度から児童の傷害保険加入金及び安全対策設備に要する経費の補助、平成24年度から障害児受入れによる補助を行い、保育環境の充実を図っており、今後は、保育所での受け入れが困難な場合の受け皿としてますますニーズが高まることが想定され、現在の補助を継続していく必要があります。

(5) 留守家庭児童クラブの充実

- 留守家庭児童クラブは、平成23年度までに必要なすべての小学校に設置するとともに、専用施設についても、平成23年度に1児童クラブを建設し、運営しており、施設面積や指導員の配置に余裕のある児童クラブについては、4年生以上の児童も受け入れています。また、利用者が増加した児童クラブは、規模適正化を図るため、学校の余裕教室の利用や専用施設の整備を行いました。

■留守家庭児童クラブの状況■

【留守家庭児童クラブ】

対象児童	市内に居住する小学校1学年から3学年までの児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないことを常態とする家庭の児童
実施時間	平日 午後1時～午後6時まで 土曜日・長期休業期間・振替休校日 午前8時～午後6時まで ※休所日 日曜・祝日・8月13日～8月15日・12月29日～1月3日

【特別支援学校留守家庭児童クラブ】

対象児童	伊万里特別支援学校に通学し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童・生徒（小学1年生～高校3年生）
実施時間	平日 午後1時30分～午後6時まで 土曜日・長期休業期間 午前8時～午後6時まで
障害児受け入れ状況	在籍者104名中41名が利用登録。1日平均利用人数13名。

■留守家庭児童クラブ利用者数■

各年5月1日現在

留守家庭 児童クラブ	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
伊万里	100	101	89	87	102
大坪	114	115	111	112	124
立花	99	87	85	81	95
二里	54	51	41	41	41
東山代	59	51	53	50	65
若楠	45	38	41	33	20
南波多	25	24	21	20	26
松浦	16	19	14	16	16
波多津	1	1	1	5	8
黒川	24	29	28	28	30
波多津東	9	7	5	5	6
大川内	18	15	13	17	11
牧島	11	7	16	19	14
山代西	3	7	7	12	13
合計	578	552	525	526	571

第2節 子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち

1 子どもの人権の尊重

(1) 子どもの権利に関する意識の高揚

- 人権・同和教育推進協議会、小中学校PTA、行政区単位などでの人権・同和教育研修において、児童虐待やいじめ問題等について取り上げるなど、子どもの人権に関する教育や啓発の推進に取り組んでいます。
- 小中学校の児童・生徒に対しては、人権総合学習講座の開催や人権作品の募集などを通じて、自分の権利だけでなく、他人の人権を尊重する心を養うための教育を推進しています。
- 子どもの権利に関する意識の高揚を図るため、社会教育と学校教育がさらに連携し協力し合うことで、より広範囲での効率的な教育・啓発活動を進める必要があります。

(2) 子どもの権利の擁護

- 児童虐待の早期発見と防止については、要保護児童地域対策協議会の設置により、関係機関との連携を密にして取り組んでおり、虐待の疑いがあるときは、家庭児童相談室を中心とし、県児童相談所とも相談しながら、早期対処に努めています。

- いじめ、不登校への対応については、家庭児童相談室、青少年相談室と学校等で連絡を取り合い、必要があれば面談をするなど、原因を追求し個々にあった対応を行っています。各学校においても、いじめに対する未然防止、早期発見、早期解決、再発防止に努めるとともに、不登校への対応については、学校適応指導教室「せいら」の指導員が学校訪問を実施し、生徒への働きかけを行うことで、「せいら」に通う生徒も見られるようになりました。

2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 次代を担う人づくり

- 家庭・学校・地域が連携し、学力向上や不登校の児童生徒の対応、心身の調和のとれた子どもの発達に努めるとともに、市民図書館、小中学校、地区公民館が連携し、家族の会話を増やし、家族の心をつなぐため「家読（うちどく）」を推進しています。
- 保育所や幼稚園では、インターンシップや職場体験で中高生を受け入れ、子どもの「豊かな心」の育成に努めています。
- 学校では「いのちの指導資料」「伊万里っ子しぐさ」「童謡歌集」等を通して心の教育を行うとともに、少年の国内研修事業などの体験活動により、社会の構成員としての判断力・態度や行動を身につける取り組みを行っています。また、学級活動の時間などを活用して、基本的な生活習慣の定着に向けた指導を行うほか、定例校長会・教頭会・教務主任会や合同研修会の場を活用して、指導改善の必要性や良好な取組事例等を通して意見交換を行うなど、指導者としての資質の向上に努めています。
- 平成23年1月には就活支援室を設置し、高校生のインターンシップの受け入れや「ふるさと企業ガイドブック」の発刊のほか、高校2年生を対象に市内の企業視察会を実施しており、地元への就職を希望する高校生が増えていることから、継続して職場体験機会を確保する必要があります。
- 公民館では、様々な講座等を開催し、子どもから高齢者まで、幅広く学習機会を設けるとともに、市子ども会連合会、市小中学校連合PTA等への支援により、ジュニアリーダーの養成や地域づくり活動への取り組みを促進しています。

(2) 体験活動の機会の創出

- 大川・松浦小6年生交流事業、大川町夏休みワイワイキャンプ事業、自然体験活動事業など、体験活動の機会を設けるとともに、地区公民館において、地域の人たちの参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動など交流活動の促進を図っています。
- 子ども会活動に対し、活動費等の支援を行うとともに、地域づくりを担うリーダーの養成を図っています。
- スポーツ少年団の活動として、バレーボールや野球などクラブの育成を行っています。が、加入のメリットや登録費の負担などを背景に少年団への加入が伸び悩んでいます。
- 運動場や体育館など学校施設を社会体育等に開放し、異年齢の子どもが触れ合う機会の提供に努めており、今後は、地域人材を活用した取り組みの充実を図る必要があります。

す。

- 市民図書館では、幼児から小学校低学年を対象としたおはなし会を週1回実施するとともに、名作映画や娯楽作品を上映する子ども上映会を年3回実施しているほか、子ども時代に読んでほしい本のリストを作成し、各学校や公民館へ配布しています。今後は、乳幼児向けリストの改訂や高校生向けのリストの作成が必要であります。

(3) 思春期の心と体の健康づくり

- 小中学生を対象として、思春期の心身の健全な成長発達のために、禁煙教育や性教育等を行っています。
- 保育所や幼稚園においては、中高生を対象に、乳幼児とふれあう職場体験学習を実施しているほか、市民センターで開催している3か月健診では中学生と母子とのふれあい体験を行うなど、命の尊さや育児に関する学習機会の創出に取り組んでいます。
- 「食育」については、小中学校において総合学習の時間などに「食」の視点を取り入れるなど、年間指導計画等に盛り込み計画的に学習しているほか、栄養教諭が小中学校で専門的な指導を行っています。

(4) 家庭の教育力の向上

- 親子のふれあいを深めるため、3か月児健診時に絵本を手渡すブックスタート事業に取り組むとともに、保育所や小中学校等での行事においては、子どもと保護者が一緒に参加するカリキュラムを設けているほか、生涯学習の活動拠点である地区公民館では、家庭教育に関する講座の開催を行っています。しかし、ブックスタートにおいては、絵本の家庭での活用の検証が難しい状況にあるとともに、地区公民館での講座の開催についても、家庭教育に関する講座は年1回の実施に留まるなど、開催回数増加に努める必要があります。
- 市民図書館と小中学校と地区公民館とが連携して、家族の会話を増やし、心をつなぐため「家読（うちどく）」を推進していますが、各学校や家庭により、取り組む度合いに温度差があります。
- 保育所や幼稚園では、保育参観日の子育て講演会開催や園だよりにより子育て関連記事を掲載するなど、子育てに関する意識が低い保護者への啓発事業にも取り組むとともに、子どもには保育のなかにおいて家事参加（お手伝い）を促し、家庭生活への参加意識と家族への感謝の気持ちを持たせる取り組みをしています。
- 男性の子育て参加を支援するため、妊婦わくわく教室では両親学級を夜間に開催し、父親の参加を促すとともに、意識の高揚については、啓発リーフレットを窓口に設置するほか、市広報紙や出前講座などによる啓発活動に取り組んでいます。
- 県が定める「家庭の日」（第3日曜日）の周知に取り組み、家族がお互いの心のふれあいと連帯感を深める場づくりに努めていますが、一般にはまだ浸透していません。

(5) 有害環境対策の推進

- 11月の「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせ、青少年育成町民会議が中心となり、市内の有害図書や酒・たばこ等の販売店の未成年者に対する対応状況を点検し、不適切な場合は対応の協力を依頼しているほか、有害図書については有害自動販売機増設防止チラシを作成し、周知を図っています。

第3節 子どもと子育てにやさしい環境のまち

1 子どもは地域で育てるという意識づくり

- 地域の子どもに関心をもち、育てる意識の啓発については、青少年の健全育成事業に取り組む市子ども会連合会、市小中学校連合PTAに対し、活動費等の支援を行っているほか、保育所においては、地域の行事に参加することで、地域の人たちとのふれあいを大切に、世代間の交流を図るなど、子育て意識の高揚と青少年の健全育成の啓発に努めています。
- 今後は、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を含め、「地域での子育て支援」の重要性を周知するとともに、理解を深めていくことが必要です。

2 子育てを支える地域社会の形成

(1) 活動拠点の活用と整備

- 保育所、幼稚園においては、園庭開放の日を設定し、親子での遊びの場を提供しているほか、学校においても、校庭や遊具等を積極的に開放し、地域住民との交流の場の提供に努めています。
- 中央公民館や地区公民館では、子どもを対象とした講座や体験活動等を実施するとともに、子ども会や婦人会など社会教育関係団体の活動の場として活用されています。
- 平成23年11月には「伊萬里まちなか一番館」を開館し、3階にキッズコーナー「子どもひろば あいあい」を設け、子育て支援の拠点としての機能を確保しました。乳幼児親子の憩いの場として賑わっており、周辺の空き店舗もタイアップして当館の各種イベントを開催しています。
- 子育て支援センターぽっぽにおいては、広場等を開設し、保育所や幼稚園に通っていない子どもとその保護者の交流拠点の場として利用されています。

(2) 活動を支える人材の育成と活用

- 民生委員・児童委員、主任児童委員については、研修や事例発表等により、子どもや妊産婦に対する適切な援助や指導の認識を深める取り組みを行っています。
- 文化、スポーツ等における地域の指導者の活用を図るため、県の人材バンクである「講師紹介人材リスト」の広報チラシを設置していますが、市民の利便性の向上を図るためには、更なる人材発掘に努める必要があります。また、「食育ボランティア」として、県が制度化している「ふるさと先生」の利用が多いことから、市民への更なる啓発や登録を呼びかける必要があります。

- 市子ども会連合会を支援し、ジュニアリーダー等の育成に係る取り組みを促進するとともに、公民館等公共施設使用料の減免などにより地域の子ども会活動を支援しています。
- ファミリー・サポート事業の提供会員を養成するため、子育て支援センターぽっぽにおいて子育て支援に係る講習会を開催しています。今後も、一層の活用に向けた周知とサポーターの育成が必要です。
- 母子保健推進員については、県や市が開催する研修会等に参加することにより、母子保健に対する知識を深め、妊産婦や子どもへの適切な支援に努めています。
- 保育所や学校等の行事の中に、高齢者の知識と経験を生かしたふれあいの場を多く取り入れ、交流を図るとともに、世代間交流事業に取り組む市小中学校連合PTAに対し、活動等の支援を行っています。自主財源の確保が難しいことから、引き続き、制度事業を活用した交流機会の確保に努めています。
- 地域の伝統行事や祭りの保存に対する支援や公民館使用料の減免などにより、交流促進を図っています。
- 地域の多様な人材を生かし、市民の学習を支援する制度として、ふるさと人材バンク「やまびこ」の活用を推進しています。

(3) ネットワークの形成

- 子育て支援センターぽっぽにおいて、子育てサークルの育成に努めるとともに、子育てサークルの交流会を開催するなど、保護者同士の情報交換の場を提供しています。
- 要保護児童対策協議会においては、関係機関との連携強化や情報の共有を図るため、研修会や状況に応じたケース会議を開催するなど、迅速な対応に努めています。
- 市子ども会やPTA・育友会などの活動に対し、公民館等公共施設使用料の減免などの側面的支援を行っています。
- 「子どもの健康を考える会」を開催し、関係機関と母子保健上の取り組みや課題について、意見交換を行っています。

3 子どもの安全の確保

(1) 乳幼児の事故防止の推進

- 出生届出時に、事故防止のための情報提供を行うとともに、乳幼児健診や育児相談、訪問指導等の機会を通して事故防止について具体的なアドバイスをしています。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）予防対策として、健診会場でのポスター掲示やチラシの配布等を行い、予防の啓発に努めています。

(2) 交通安全活動の推進

- 交通安全対策については、35名の交通安全指導員を配置し、児童生徒の登校時における交通安全確保を図っているほか、学校や保育所等では、安全教育・安全指導を共通指導事項に掲げ、交通教室等を開催するとともに、通学路の安全点検を重視するなど、

安全確保に努めています。

- チャイルドシート着用の徹底については、年4回（四半期ごとに）市民参加の交通安全啓発活動を行ない、チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努めています。

■子供や親に対する交通安全教室、防犯指導等の実施状況■

事業名	対象施設	事業概要（時期、内容、参加者数等）
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全啓発事業 ・交通安全指導員活動事業 ・交通安全運動団体支援事業 	保育所、小学校	<p>子どもの交通安全対策については、保育所、小学校、中学校において交通教室が開催される際に地元の駐在所、交通安全指導員が講師として参加し、子どもの交通安全意識の向上を図っています。また、通学時には交差点等において交通安全指導員による街頭指導を行い、小、中学生の通学路における安全を確保するほか、小学校の新1年生全員に黄色いランドセルカバーを贈呈するとともに、「新入学児童を交通事故から守る日」には、各小学校の通学路において新入生の保護者及び交通安全役員等による通学指導を市内一斉に行っています。</p> <p>さらに、新入学児童全員に防犯ブザーを給付している防犯協会に対し、補助を実施しています。</p>

（3）犯罪等の被害にあわないための環境の整備

- 学校においては、不審者対策のための避難訓練や防犯教室を開催しています。
- 地域においては、子ども見守り隊による地域内のパトロールを行うとともに、各行政区単位で登下校時の立哨活動などに取り組むほか、青色回転灯パトロールに必要な実施者証交付のための講習会を開催しています。さらに、「子ども110番の家」を設置して安全マップに掲載し、周知を図るほか、各地区において取り込まれる防犯灯の新設、更新を支援しています。
- ネット犯罪対策として、市内全中学校や一部の小学校で情報モラル教室を実施するとともに、保護者への注意喚起や啓発のため、各町の青少年健全育成大会において講演会を開催しています。

4 子育てを支援する生活環境の整備

（1）子育てに配慮した公共施設等の整備

- 新設道路における歩道構造のバリアフリー化に向けて、段差解消やすべり止め対策等、子どもに配慮した取り組みを行っています。
- 市営住宅については、平成22年度より内部改修工事を年次的に実施しており、設備等の修繕についても、迅速な対応を図り、居住環境の向上、適正な維持管理に取り組ん

でいます。

- 平成22年度、23年度安心こども基金を活用し、市役所本庁や市民センター、各地区公民館、公園等にベビーシートやベビーカー等の設置を行い、親子が利用しやすい環境整備に努めています。

(2) 子どもの遊び場の整備

- 幼稚園や保育所では、定期的に園庭開放を行っており、学校においても、校庭や遊具等を積極的に開放しています。
- 公園の遊具等については、その多くの設置年度が古く、老朽化していることから、施設の長寿命化策定計画において、修繕計画をたてるとともに必要な財源を確保する必要があります。

■子どもの遊び場整備状況（児童遊園の設置状況）■

名称	所在地	面積（㎡）	設置年度
山代児童遊園	山代町立岩字碑田 2639-9	861	平成6年度
川東児童遊園	二里町大里甲 1917-1	1,170	平成5年度
大川児童遊園	大川町大川野 3836-1	1,255	昭和47年度
片竹児童遊園	大川町大川野 3159-3 ほか	2,051	昭和51年度
大久保児童遊園 （平成24年閉鎖）	東山代町大久保字神山 4078	3,215	昭和37年度
立花児童遊園 （平成23年閉鎖）	立花町 1604-1	—	昭和48年度
計		8,552	

■その他の子どもの遊び場の確保の状況■

事業名	事業概要	実施内容
放課後子供教室推進事業	安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、学校教科学習やスポーツ活動、文化活動、地域住民との交流等に取り組む	平成24年 市内7公民館で実施

●総括

本市では、平成22年3月に「伊万里市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境や安心して子育てができる環境づくりを総合的に進めてきました。

この行動計画では、3つの基本目標を定め、取り組みを推進してきました。その計画に基づき、保育所入所者数の増加への対応や病後児保育事業の開始、留守家庭児童クラブの施設整備などを行い、本計画の基本理念として掲げた「子どもと家庭と地域が輝きながら育ちあうまち」の実現に一步前進したと考えられます。

しかし、急速な少子高齢化の進行などに伴い、核家族化や近隣関係の希薄化が進み、子どもと子育てを取り巻く環境は、さらに一段と厳しさが増えています。

このため、子育てに不安感や負担感を持つ親が増加傾向にあるとともに、児童虐待の相談件数が増加するなど、子育てに関する悩みを相談できる子育て支援センターなどの充実が重要となっています。また、子どもが被害者となる犯罪、青少年犯罪の低年齢化、いじめ・不登校など、子どもをめぐる様々な問題が年齢層を問わず発生しており、地域社会全体で子育てを支援していくことがさらに求められています。

一方、経済状況の変化や女性の社会参加意欲の高まり、ひとり親家庭の増加などに伴い、未就学児童の保育ニーズも高くなっています。保育所の児童数も増加傾向にあり、様々な就労形態に対応できる受け入れ態勢の充実や普段からの親子の触れ合いの充実など、あらゆる側面からの子育て支援が重要となってきており、今後の施策の展開が課題となっています。

仕事と子育てが両立できる環境を整え、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりのため、さらに施策の継続的な実施と新たな子育てニーズに対応した施策の展開が求められています。



5 伊万里市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設

- 現在の保育所の利用状況は、受け入れ児童数が増加傾向にあります。特に低年齢児の保育スペースの確保など受け入れ体制を整備する必要があります。
- ニーズ調査結果をみると「保育所」の利用希望が圧倒的に多くなっており、「保育所」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズは「保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量の両面で事業量を確保する必要があります。
- 多様な就労形態への対応として、一時預かりや延長保育、休日保育が欠かせない状況にあり、保育士等人材の確保とともに、障害児や配慮を要する児童への支援など、人材の質的向上も図る必要があります。
- 留守家庭児童クラブでは高学年を受け入れるために施設の充実やスペースを確保する必要があります。

(2) 地域における子ども・子育て支援

- 一時預かりや病後児保育などに対する就学前保護者のニーズはともに約3割と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- 保護者が気軽に相談できる体制として、「子育て支援センターぽっぽでの育児相談」や「健康づくり課での乳幼児相談」、「小中学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー」等多岐にわたっています。ニーズ調査結果による利用状況をみると、就学前では「子育て支援センターぽっぽでの子育て相談」が31.9%、「健康づくり課での乳幼児相談」が29.3%となっていますが、それ以外の子育て支援サービスは利用率が低いため、相談事業の周知徹底を図る必要があります。
- 母子の健康を守るため、妊婦健康診査や乳幼児の各種健診については、90%以上で推移していますが、今後も高い受診率を維持していく必要があります。
- 隣近所を含む地域への期待は、就学前、小学生ともに「危険な目にあいそうな時の保護等」が圧倒的に多く、地域全体での見守りや気づきへの期待が大きくなっています。保護者の目の届かない時間であっても、犯罪や事故から地域全体で子ども達を守っていく体制の充実を図っていく必要があります。
- スーパーマーケット、コンビニエンスストア、外食産業の増加により、食べたいものが手軽に食べられる時代になっています。安全で身体により良い食べ物を選ぶ力を身につけるために、食育に関する学習会などを引き続き行う必要があります。
- 各種子育て情報等の発信については、従来のパンフレット等のほか、ホームページがリニューアルしたことから、既存の公開情報に加え、子育てに関する新たに必要な情報の掲載について検討する必要があります。
- 留守家庭児童クラブについては、ニーズ調査の結果をみると、低学年時の利用希望は特に多く、また土曜日や夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多いこと

など一層の需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図る必要があります。

- 子育てに伴う経済的負担の軽減について、ニーズ調査より約50%の保護者が子育て費用への支援が重要だと思っており、子どもの医療費助成などの事業を継続して実施する必要があります。

(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援

- 児童虐待に関する相談は増加傾向にあり、児童虐待防止対策の取り組みは重要です。このため、関係機関や地域等が緊密に連携し、児童虐待の早期発見に努める必要があります。
- 子育てと生計の担い手を一人で担うひとり親家庭の支援については、「児童扶養手当支給事業」「ひとり親家庭医療費助成事業」等を継続して行う必要があります。
- 障害児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見、また関係機関と連携して、発達障害児の早期療育に努めることが求められています。併せて、学校等において細かい対応を図るための支援員の配置等の充実を図る必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

- ニーズ調査の「育児休業制度」の利用をみると、就学前児童では35.5%が利用し、利用経験者は約3人に1人となっています。育児休業制度を利用できるような環境を整備し、利用を促進する必要があります。
- 子育てと仕事の両立に向けて、企業に対し、働きながら子育てがしやすい環境づくりを要請することやそのための支援など「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取り組みが求められています。
- 父親が子育てに参加するきっかけとなるようなイベントや講座を設け、父親の育児参加を進めていくために、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

(5) 安全・安心な子育て環境

- 安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は今後欠かせない取り組みであり、重要な施策となっています。現在実施されている交通安全指導や交通安全教室、不審者対策の避難訓練や防犯教室等の継続実施、「子ども110番の家」の周知徹底など事業の充実を図る必要があります。

(6) 学校・地域・家庭における教育環境の状況

- 家読（うちどく）の推進や自然体験活動事業などの学校・地域・家庭における教育環境に関する事業は、それぞれの分野で充実した内容となっており、今後の青少年育成事業の展開上、子どもの健やかな成長のための重要な役割として継続する必要があります。

第II部

伊万里市子ども・子育て支援の 基本的な考え方

1 基本理念

本市では、市の将来ビジョンとなる伊万里市総合計画により「活力あふれ ひとが輝く 安らぎのまち 伊万里」を目指して、各種事業を推進しています。

この将来ビジョンを達成するためには、子育て支援の充実は重要な施策であります。

本市の「子ども・子育て」のまちづくりを進めていくにあたっては、様々な子ども・子育て施策の取り組みを通して、子どもやその保護者、そしてそれらの人々に関わるすべての住民が物質的あるいは精神的な幸せを感じる事が最も大切です。

そのためには、子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提とし、地域や社会が家庭に寄り添い、親としての成長を支援するとともに、子どもたち一人ひとりが健やかに育つことができる環境を整え、すべての子どもが夢と希望にあふれ、子ども自らが成長していくように社会全体で見守り、支えていくことが大切です。

このようなことから、基本理念を次のように定めます。

基本理念

みんなでつくる「楽しい子育て 元気な子育てのまち」いまり

～伊万里の未来を担う子どもたちの幸せづくりのために～

5年後の伊万里市は、「楽しく子育てができるまち」として、住民から愛されています。それぞれの家庭が楽しく子育てができるよう地域や社会が寄り添い、社会全体で見守ることで「元気に子育てができるまち」として、市外の人からも愛されるようになっていきます。

伊万里で育った子どもたちが「いまりでよかった」と思えるまちを目指します。

2 基本目標

みんなで作る「楽しい子育て 元気な子育てのまち」いまりの基本理念のもと、それを実現するために3つの基本目標を掲げ、具体的な取り組みを進めていきます。

基本目標1 **未来を担う子どもたちを育む環境づくり**

- 未来を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、妊娠・出産・乳幼児から青少年期までの一貫した体系を基に子どもの成長と発達を切れ目なく支援する環境を整備します。

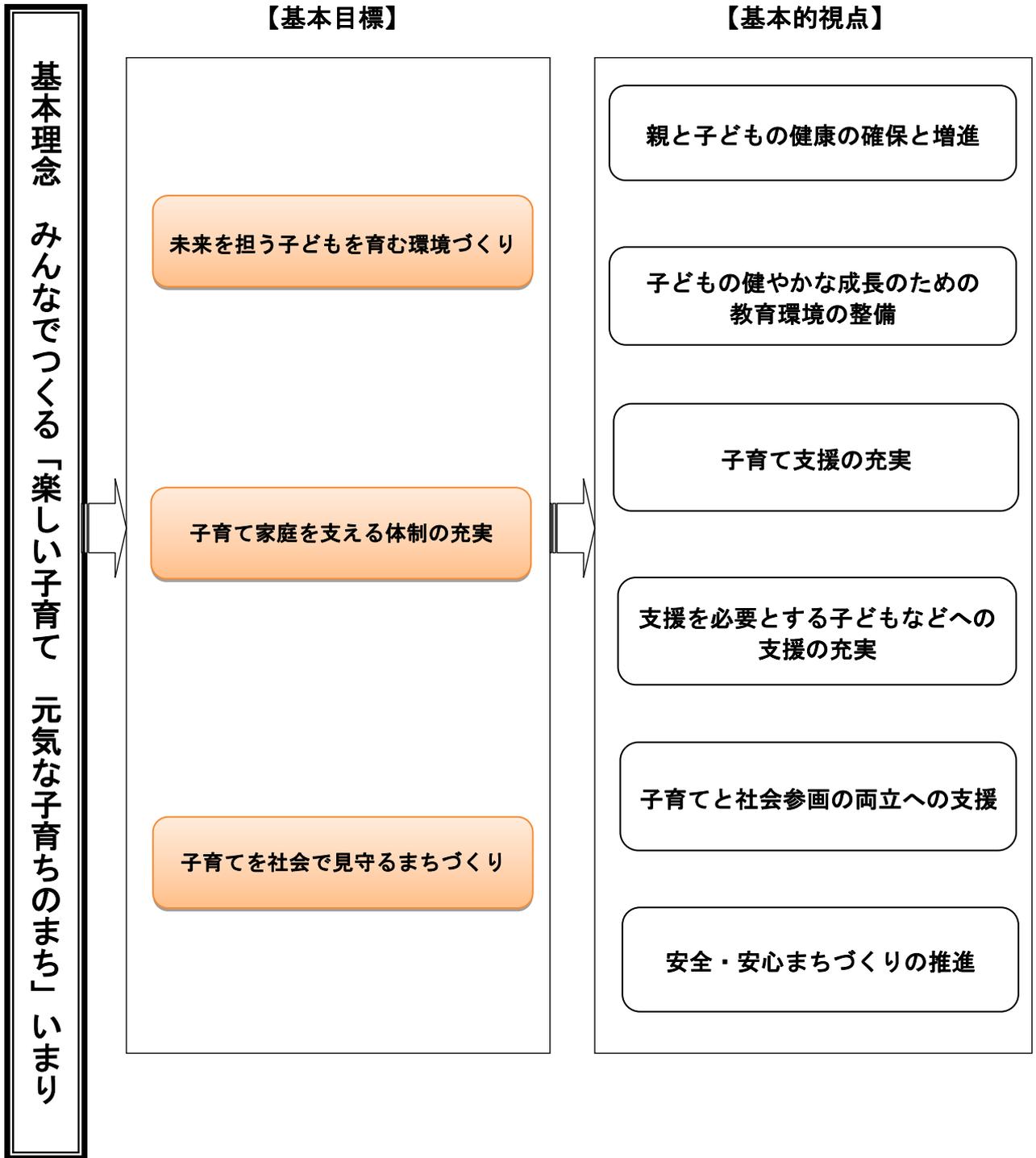
基本目標2 **子育て家庭を支える体制の充実**

- 保護者の子育てに関する負担や不安、孤立感を取り除き、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 増加する児童虐待の対応強化や、保護・支援を必要とする子どもと家族への支援体制の充実を図ります。

基本目標3 **子育てを社会で見守るまちづくり**

- 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援することにより、社会全体で子育てを支えていくまちづくりを進めます。

■ 施策体系図 ■



3 基本的視点と主要施策の方向

3つの基本目標と基本的視点を定め、視点ごとの主要施策の方向を以下のように示します。

第1節 親と子どもの健康の確保と増進

(1) 安心して妊娠、出産できる環境の確保

子どもを産み、安心して健やかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付をはじめ、無料受診票の交付等により妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親に対する支援を行います。

(2) 親子の健康への支援

母親が安心して子育てができる環境整備や健やかな子どもの成長のため、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合せた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、1歳6か月及び3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるよう、小児医療体制の充実等に努めます。

(3) 食育の推進

一日三食の栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけでなく望ましい生活のリズムの基本であることを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

第2節 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 学校における教育環境の整備

基礎的な学力を基盤とした学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの子どもの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視し、知識・技能の習得に努めます。

豊かな人間性を育むため、子どもが地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人を思いやり、社会に対して責任感を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

(2) 家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

(3) 思春期の心と体の健康づくり

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一

層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すために、発達に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

(4) 体験活動の機会の創出

少子化の影響などにより、地域における同年代や異年齢の子ども同士の交流が減少し、かつては日常の遊びの中にあつた体験の機会が減少するとともに、他人とコミュニケーションを図る能力が培われていない状況にあります。子どもたちは心にゆとりをもつことができず、不登校やいじめをはじめとする様々な問題の発生へとつながるケースもあります。

こうした中、子どもが、社会の変化に主体的に対応し、自ら学び、自ら考え、問題を解決していく、創造性やたくましさ豊かな人間性を備えた人格の形成である「生きる力」を培うことが求められています。

この「生きる力」については、時期を限定した一過性の体験活動への参加で育てることは到底出来ないものであり、家庭・学校・地域が一体となって、継続的な日頃の教育や育成活動に取り組むことが重要となっています。

このため、次世代を担う子どもが、心豊かでたくましく成長し、自らが主体的に行動できるような能力の育成を図るため、各種団体や地域社会が実践する活動への支援を行うとともに、スポーツを通じた社会ルールの習得を促進し、心身ともに健康で、個性や意欲に満ちた子どもの育成に努めます。

また、週末や放課後に地区（町）公民館や学校などを活用し、安全で安心な子ども活動の拠点を設け、勉強やスポーツ、文化活動など地域への参画による交流活動を行う放課後子供教室事業についても引き続き促進していきます。

第3節 子育て支援の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

本市では、子育て支援センターの充実を目指し、子育てに関する相談事業や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かりを実施しています。

今後とも、子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

さらに、子育て中の親子や子育てを経験した者、また高齢者等も含めた多世代の交流の場づくりを推進します。

また、不定期な保育ニーズに対応するファミリーサポートセンター事業や病後児保育事業の充実と、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実に努めます。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等を通じて、子育て家庭の様々な事

情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、生まれる前からの支援として、少子化対策の一環でもある不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続を図ります。

(3) 相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、その結果子育てへの不安感・孤立感が増加していることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊婦については、産後、子どもが1、2歳までの間の生活スタイルがまだイメージしにくく、育児と家事の両立に不安感を覚える母親も少なくありません。このような悩みを軽減できるよう、子どもが生まれる前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を広め、産後スムーズに子どもと一緒に生活を送ることができるよう、バックアップを図ります。

さらに既存のパンフレット等による情報提供のほか、インターネットを活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討します。

第4節 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

(1) 児童虐待の防止策の充実

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、施設養護をできる限り里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

(2) 障害のある子どもがいる家庭への支援

社会全体が障害児を温かく見守る環境づくりのため、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児の健全な発達を支援し、障害福祉計画に基づく居宅介護、児童デイサービス、短期入所等のサービス等の充実を図ります。利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

(3) ひとり親家庭の自立支援

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

併せて、父子家庭に対する支援の充実を図ります。

第5節 子育てと社会参画の両立への支援

(1) 就業環境の確保

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取り組みが子育て支援策として求められています。

そのため、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりを促進します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座等の取り組みを行うなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

そのため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続して、促進します。

(2) 保育サービスの充実

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かりなど保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取り組みにしたがって、内容の充実に努めます。

また、効率的な保育所運営を図るため、公立保育所の運営については、民間への移譲も視野に入れ検討を進めます。

(3) 留守家庭児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に留守家庭児童クラブを設置しています。

今後は高学年の受け入れ体制も整えていく必要があるため、安心して落ち着いて生活できるスペースを確保し、規模の適正化を図ります。

第6節 安全・安心まちづくりの推進

(1) 子育てを支える地域社会の形成

親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知識等については、学校教育ではなしえないことです。昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなってきた今の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取り組みが必要となっています。

そのため、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへの様々な体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

特に、学校教育においても地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請し、開かれた学校づくりに努めます。

(2) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

そのため、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

伊万里市交通対策協議会を中心に、交通安全協会や交通安全母の会など、関係団体との連携を図り、子どものみならず、大人の交通安全に関する知識と意識の普及・高揚を図ります。

また、子どもを犯罪から守るとともに、少年非行を防止するため、学校や警察及び地域の関係機関と連携し、防犯意識の高揚を図るとともに、情報メディアの特性や適切な利用方法を理解し、上手に活用できるような教育に取り組むなど、子どもが犯罪に巻き込まれることがないような環境づくりに努めます。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

妊婦や子どもを連れた親、また、子ども自身が生活するうえで、親子が利用しやすい設備を充実するなど、子育てにやさしい生活環境の整備に努めます。

第Ⅲ部

伊万里市の子ども・子育て 支援環境の整備

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の定義

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業計画を定めるものとされています。

【国の区域設定における考え】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

以上の考えを基に、市内全域を一つの区域として需給調整を行っている本市の現状に即しており、需給調整の幅が広がり、市民ニーズに柔軟に対応できるため、**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を「市全域」として設定**します。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量の見込み及び供給量）

子ども・子育て支援法に基づく基本方針を基に、ニーズ調査結果や過去の実績等を考慮して伊万里市に所在する保育所や幼稚園など教育・保育施設や地域型保育事業の潜在ニーズを含めた需要量の見込みを算出し、その需要に対応するため、施設・事業などの供給量（目標値）を設定しました。

①認定区分

以下のように認定区分を設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	（認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2号認定（a）	（幼稚園） <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定（b）	（認定こども園及び保育所） <共働き家庭>	3～5歳
3号認定	（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） <共働き家庭>	0～2歳

②需要量の見込みと供給量

平成27年度

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3歳以上 教育希望	(a)3歳以上 教育希望	(b)3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
①需要量の見込み合計	327人	82人	1,176人	674人	229人
自市在住児	327人	82人	1,171人	671人	227人
他市町在住児	0人	0人	5人	3人	2人
②供給量合計	350人	90人	1,276人	599人	190人
教育・保育施設※1	350人	90人	1,260人	549人	167人
地域型保育事業※2	0人	0人	0人	37人	20人
他市町所在施設	0人	0人	16人	13人	3人
②－①＝	23人	8人	100人	△75人	△39人
定員増等による新たな供給人数	0人	0人	0人	75人	39人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

平成 28 年度

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3歳以上 教育希望	(a)3歳以上 教育希望	(b)3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
①需要量の見込み合計	319人	82人	1,174人	670人	245人
自市在住児	319人	82人	1,169人	667人	243人
他市町在住児	0人	0人	5人	3人	2人
②供給量合計	350人	90人	1,276人	597人	192人
教育・保育施設※1	350人	90人	1,260人	549人	167人
地域型保育事業※2	0人	0人	0人	37人	20人
他市町所在施設	0人	0人	16人	11人	5人
②-①=	31人	8人	102人	△73人	△53人

定員増等による新たな供給人数	0人	0人	0人	73人	53人
----------------	----	----	----	-----	-----

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

平成 29 年度

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3歳以上 教育希望	(a)3歳以上 教育希望	(b)3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
①需要量の見込み合計	313人	80人	1,172人	666人	261人
自市在住児	313人	80人	1,167人	663人	259人
他市町在住児	0人	0人	5人	3人	2人
②供給量合計	350人	90人	1,276人	597人	192人
教育・保育施設※1	350人	90人	1,260人	549人	167人
地域型保育事業※2	0人	0人	0人	37人	20人
他市町所在施設	0人	0人	16人	11人	5人
②-①=	37人	10人	104人	△69人	△69人

定員増等による新たな供給人数	0人	0人	0人	69人	69人
----------------	----	----	----	-----	-----

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

平成 30 年度

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3歳以上 教育希望	(a)3歳以上 教育希望	(b)3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
①需要量の見込み合計	311人	78人	1,170人	662人	277人
自市在住児	311人	78人	1,165人	659人	275人
他市町在住児	0人	0人	5人	3人	2人
②供給量合計	350人	90人	1,276人	597人	192人
教育・保育施設※1	350人	90人	1,260人	549人	167人
地域型保育事業※2	0人	0人	0人	37人	20人
他市町所在施設	0人	0人	16人	11人	5人
②－①＝	39人	12人	106人	△65人	△85人

定員増等による新たな供給人数	0人	0人	0人	65人	85人
----------------	----	----	----	-----	-----

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

平成 31 年度

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3歳以上 教育希望	(a)3歳以上 教育希望	(b)3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
①需要量の見込み合計	303人	78人	1,168人	656人	297人
自市在住児	303人	78人	1,163人	653人	295人
他市町在住児	0人	0人	5人	3人	2人
②供給量合計	350人	90人	1,276人	597人	192人
教育・保育施設※1	350人	90人	1,260人	549人	167人
地域型保育事業※2	0人	0人	0人	37人	20人
他市町所在施設	0人	0人	16人	11人	5人
②－①＝	47人	12人	108人	△59人	△105人

定員増等による新たな供給人数	0人	0人	0人	59人	105人
----------------	----	----	----	-----	------

※1 幼稚園, 保育所, 認定こども園

※2 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

3号認定については、現状では供給量が不足するため、既存の保育所の定員増による受け入れ態勢の見直しや新規参入などについて検討を行い、需要量の見込みに対する供給量を確保する必要があります。

③保育利用率の目標値

満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育施設を利用する児童数の割合（保育利用率：3号認定子どもに係る利用定員数／3歳未満児全体数）については、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえて、計画期間内の各年度の目標値を以下のように設定します。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
満3歳未満人口 (人)	1,651	1,582	1,569	1,532	1,490	1,446
認定こども園	2.4% (39人)	3.0% (48人)	3.1% (48人)	3.1% (48人)	3.2% (48人)	3.3% (48人)
保育所	43.7% (721人)	46.7% (739人)	47.9% (751人)	49.8% (763人)	52.0% (775人)	54.6% (789人)
地域型保育事業	5.9% (97人)	6.3% (100人)	6.4% (100人)	6.5% (100人)	6.7% (100人)	6.9% (100人)

※地域型保育事業の平成 26 年度実績は認可外保育施設の実績

※ () 内は利用定員数

満3歳未満の子どもの教育・保育施設等に関するニーズ量は増加していくと考えられることから、保育所の利用定員を増やすことを検討し、ニーズ量に対応できるだけの受け入れ態勢を整えて行く必要があると考えられます。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在、本市には認定こども園が1園あり、就学前の子どもに教育、保育等の総合的な提供を行う施設として、本市の子育て支援を支えています。今後、認定こども園に移行を希望する施設が出てきた場合は、スムーズに移行できるように支援します。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行っています。ニーズ調査結果を基に設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的な認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を推進していきます。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）に認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み及び供給量

子ども・子育て支援法に基づく基本方針を基に、ニーズ調査結果や過去の実績等を考慮して、地域子ども・子育て支援事業の潜在ニーズを含めた需要量の見込みを算出し、その需要に対応するため、施設・事業などの供給量（目標値）を設定しました。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人日/月

需要量の見込みと供給量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要量の見込み	1,546人日	1,490人日	1,379人日	1,258人日	1,126人日
②供給量	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
②-①=	△346人日	△290人日	△179人日	△58人日	74人日

本事業については、平成27年度から平成30年度まで、供給量が不足することが予想されるため、需要量の見込み分を確保できるように、人員の確保等について検討を行います。

また、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進し、親子のふれあいの場の創出に努めます。

②子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量の見込みと供給量

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要量の見込み	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日
②供給量	104人日	104人日	104人日	104人日	104人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要量の見込み	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
②供給量	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

本事業については、ファミリーサポートセンターの継続的なPRを行い、相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底し、併せて、援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

③-1一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定

事業概要

保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人/月

需要量の見込みと供給量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要量の見込み	196人	190人	185人	182人	181人
②供給量	196人	196人	196人	196人	196人
②-①=	0人	6人	11人	14人	15人

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

事業概要

共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人/月

需要量の見込みと供給量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	1,357人	1,357人	1,325人	1,291人	1,291人
②供給量	1,490人	1,490人	1,490人	1,490人	1,490人
②-①=	135人	135人	132人	129人	129人

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて一時的に認定こども園や保育所で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/月

需要量の見込みと供給量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	63人	58人	52人	46人	40人
②供給量	53人	53人	53人	53人	53人
②-①=	△10人	△5人	1人	7人	13人

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育所における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、「それ以外（保育所における預かり保育）」については、平成27年度と平成28年度の供給量が不足する見込みとなることから、供給量を確保するために、人員の確保等について検討します。

また、今後とも継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

④時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/日

需要量の見込みと供給量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	110人	115人	120人	125人	130人
②供給量	130人	130人	130人	130人	130人
②-①=	20人	15人	10人	5人	0人

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、今後もニーズが高くなることが予想されることから、さらなる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取り組みについて事業者等との調整を図ります。

⑤病後児保育事業

事業概要

病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に病後児保育室「すこやか」で保育を行う。

対象年齢

1歳児～小学校3年生

単位

人日/年間

需要量の見込みと供給量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	86人日	111人日	143人日	184人日	237人日
②供給量	480人日	480人日	480人日	480人日	480人日
②-①=	394人日	369人日	337人日	296人日	243人日

子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業であることから、今後も継続していきます。

一方、このような子どもの病気時の対応がスムーズに図れるよう、保護者が子どもの看護のために休暇を取得しやすい環境づくりを推進します。

⑥放課後児童健全育成事業(留守家庭児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年間

需要量の見込みと供給量

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	808人	834人	829人	839人	809人
②供給量	916人	916人	916人	916人	916人
②-①=	108人	82人	87人	77人	107人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	267人	262人	264人	270人	277人
②供給量	12人	70人	130人	190人	250人
②-①=	△255人	△192人	△134人	△80人	△27人

高学年については、施設整備により供給量の拡充を計画していますが、今後の各留守家庭児童クラブの状況に応じて、小学校の余裕教室の利用等について検討を進めるとともに、不足すると予想される指導員の確保方策についても検討します。

また、学校等と連携し、放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりを推進し、国の放課後子ども総合プランに基づき留守家庭児童クラブと放課後子供教室との一体的推進に努めます。

⑦妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

単位

人回/年間

需要量の見込みと供給量

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	6,300回	6,237回	6,175回	6,113回	6,052回
②供給量	6,300回	6,237回	6,175回	6,113回	6,052回
②-①=	0回	0回	0回	0回	0回

妊婦健康診査については、今後も母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取り組みを推進していきます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要量の見込み	518人	507人	491人	477人	464人
②供給量	518人	507人	491人	477人	464人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後も子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

1歳～6歳（就学前）

単位

人(支援対象人数)

需要量の見込みと供給量

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①需要量の見込み	150人	150人	150人	150人	150人
②供給量	150人	150人	150人	150人	150人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後も、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組みます。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合にショートステイで支援する。（民間事業対応）

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人(支援対象人数)

需要量の見込みと供給量

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①需要量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②供給量	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
②－①＝	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日

本事業については、ニーズ調査では利用希望がありませんでしたが、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスの一つとして民間事業での対応を続けます。

⑪利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

供給体制

子育て支援センターぽっぽ、健康づくり課、家庭児童相談室の3箇所で、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。



4 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取り組みを進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う保育所、認定こども園及び幼稚園は、子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の実施主体との密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に留守家庭児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

(2) 家庭・地域・事業者・行政の役割

①家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また家庭では、男女が協力して子育てに取り組むことが大切であり、女性だけが子育ての負担を背負うことがないようにしなければなりません。

これらを踏まえ、子どもとの毎日の生活を通して、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

②地域の役割

子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、地域の中で支援していくことが大切です。

また、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域全体で子育て中の家庭を支え、地域で活動している様々な団体が行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

③事業者の役割

働きやすい職場環境づくりのために、働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようになることを目指し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消することが大切です。

そのためには、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めながら、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

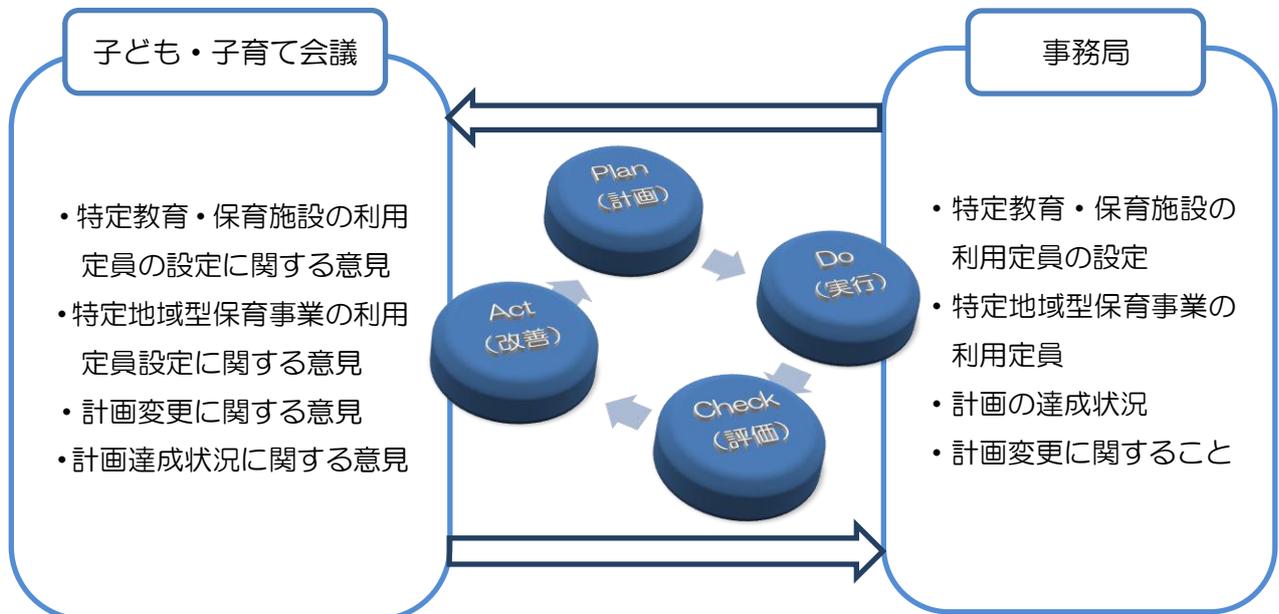
④行政の役割

子育て支援の取り組みは保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたるため、行政は、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、より一層、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

(3) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」に基づく各年度におけるニーズ量の見込み、確保方策などの計画の達成状況について、「伊万里市子ども・子育て会議」で点検、評価し、この結果を公表します。また、これに基づいた事業計画の見直しや取り組み内容の改善等を図ります。



第Ⅳ部

資料編

1 伊万里市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 24 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、伊万里市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 伊万里市報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

2 計画策定の経緯

平成25年度

月 日	内 容
9月9日	ワーキンググループ（第1回）
	・次世代育成支援後期行動計画の検証
	・ニーズ調査内容の検討
9月20日	策定委員会（第1回）
	・次世代育成支援後期行動計画の検証
	・ニーズ調査内容の検討
10月15日	子ども・子育て会議（第1回）
	・計画策定の趣旨説明
	・ニーズ調査内容の協議
10月～平成26年5月	・子育て支援に関する意見交換
	ニーズ調査実施及び集計、分析

平成26年度

月 日	内 容
5月30日	ワーキンググループ（第2回）
	・次世代育成支援後期行動計画の評価
	・ニーズ調査を踏まえた教育・保育の「量の見込み」
6月26日	策定委員会（第2回）
	・計画書骨子の審議
	・次世代育成支援後期行動計画の評価
7月22日	子ども・子育て会議（第2回）
	・ニーズ調査結果報告及び「量の見込み」に係る協議
8月19日	ワーキンググループ（第3回）
	・事業計画書素案の検討
8月22日	策定委員会（第3回）事業計画書素案の審議
8月28日	子ども・子育て会議（第3回）
	・事業計画書素案の協議
9月30日	ワーキンググループ（第4回）
	・事業計画書原案の検討
10月17日	策定委員会（第4回）
	・事業計画書原案の検討
11月7日	子ども・子育て会議（第4回）
	・事業計画書（案）に対する意見とりまとめ
12月3日	策定委員会（第5回）事業計画書（案）の最終審議
12月15日～1月14日	パブリックコメント等実施
3月下旬	県との協議および計画案調整
3月31日	伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定

3 伊万里市子ども・子育て会議委員名簿

平成25年度

		団 体 名		氏 名
子どもの保護者	1	子育てサークル	代表	中島 千秋
	2	保育園保護者	たんぽぽ保育園 保護者会会長	植松 千恵子
	3	幼稚園保護者	黒川幼稚園 育友会長	西岡 和子
	4	伊万里市小中学校連合PTA	会長	松永 真治
子ども・子育て支援関係従事者	5	保育園（伊万里市保育会）	会長	手嶋 壽美
	6	幼稚園（カトリック幼稚園）	主幹教諭	松尾 佐起子
	7	認定こども園（ぶち・るう保育園）	園長	梶山 紀生
	8	認可外保育施設（愛育園）	園長	草場 里美
	9	伊万里市小中学校校長会	研究部長	杉原 あけみ
	10	伊万里市留守家庭児童クラブ連絡会	会長	川久保 久美子
事業所	11	伊万里市農業協同組合	人事係長	山口 真志
	12	伊万里信用金庫	総務部長	中村 秀人
その他	13	伊万里市民生委員・児童委員協議会	会長	出雲 喜久枝
	14	伊万里有田地区医師会	理事	伊東 雅樹
	15	伊万里市母子保健推進員会	代表	坂本 ミワ子
		15団体		15名

平成26年度

		団 体 名	氏 名
子どもの保護者	1	子育てサークル	代表 中島 千秋
	2	保育園保護者	さくら保育園 保護者代表 松本 晴美
	3	幼稚園保護者	黒川幼稚園 育友会長 金原 玲子
	4	伊万里市小中学校連合PTA	会長 岩橋 一正
子ども・子育て支援関係従事者	5	保育園（伊万里市保育会）	副会長 原田 貴子
	6	幼稚園（カトリック幼稚園）	主幹教諭 松尾 佐起子
	7	認定こども園（ぶち・るう保育園）	園長 梶山 紀生
	8	認可外保育施設（愛育園）	園長 草場 里美
	9	伊万里市小中学校校長会	会長 杉原 あけみ
	10	伊万里市留守家庭児童クラブ連絡会	会長 川久保 久美子
事業所	11	伊万里市農業協同組合	人事係長 山口 真志
	12	伊万里信用金庫	総務部 課長 谷口 周作
その他	13	伊万里市民生委員・児童委員協議会	会長 清水 正彰
	14	伊万里有田地区医師会	理事 伊東 雅樹
	15	伊万里市母子保健推進委員会	代表 坂本 ミワ子
		15団体	15名

4 伊万里市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員

職名	役職	氏名
委員長	市民部長	井関 勝志
副委員長	教育部長	前田 和也
委員(市民部)	健康づくり課長	桑本 成司
(〃)	福祉課長	川棚 正則
(教育委員会)	教育総務課長	吉田 浩
(〃)	学校教育課長	山下 司

5 ワーキンググループ員

所属	役職	氏名
健康づくり課	保健予防係長	樋口 奈美江
福祉課	子育て支援室長	古賀 修
	子育て支援センター ぽっぽセンター長	岩橋 和子
保育園	主任保育士	前田 明美
教育総務課	総務企画係長	弘川 幸伸
	施設係長	吉永 大輔
学校教育課	学校教育係長	古賀 周平
	指導主事	杉原 世紀
幼稚園	教務主任	岡崎 恵美子

M e m o 

伊万里市

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

編集・発行 伊万里市 市民部 福祉課 子育て支援室
〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1

TEL : 0955-23-2174

FAX : 0955-22-7650

E-mail : fukushi@city.imari.lg.jp